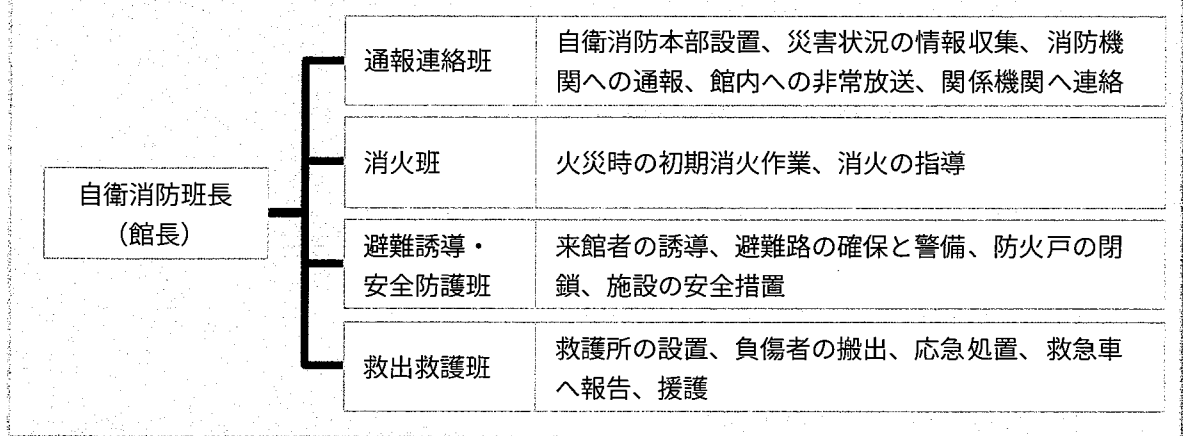


●自衛消防隊の組織図イメージ



119 番緊急通報訓練



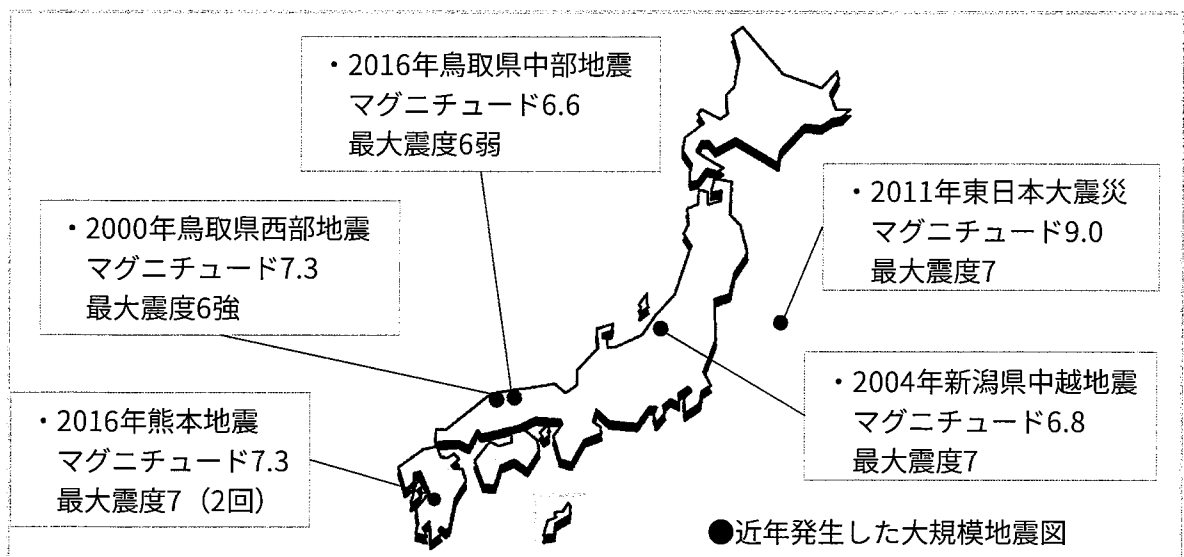
消火栓からの放水訓練

イ 地震発生時の対策

近年の地震の教訓を活かし、地震対応マニュアルを再整備しました。

J-アラート（緊急地震速報）を活用した避難訓練を行い、被害を最小限に食い止め、津波の発生にも対応できるよう訓練します。

鳥取県震災対策アクションプラン（平成 22 年 12 月）により、震災の経験を活かし迅速な対応をします。



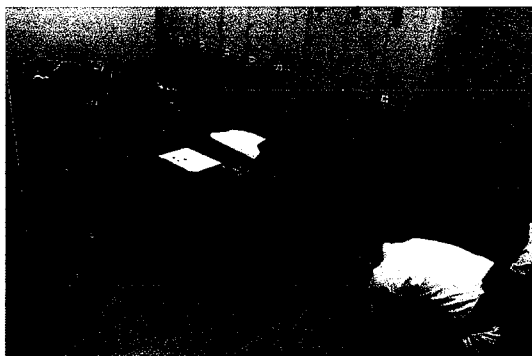
●地震に備える

- 1 落下、転倒等の危険箇所の対策を実施する。
- 2 火気使用場所の整理整頓に努める。
- 3 消防設備、シャッター等の定期点検を実施する。
- 4 崩落、落下の恐れがある箇所は早期に修繕する。
- 5 非常用品の点検、補充をする。

ウ シェイクアウト訓練

大地震が発生したと想定し、各自が3段階の「安全確保行動」を行います。「Drop（まず低く、しゃがむ）」「Cover（頭を守る、かくれる）」「Hold On（動かない、待つ）」。

お客さまの安全確保を第一に、職員が対応できるようにします。



お客さま参加型の訓練

エ 津波発生時の対策

鳥取県津波対策検討委員会が、巨大地震が起きた場合に、鳥取県に到達する津波の浸水予測をしたところ、米子市では、佐渡島北方沖でマグニチュード 8.16 の地震が発生した場合 4.72 メートルの津波が到達するとされています。このことから、津波発生時にはお客さまの安全を第一に考え、迅速に避難誘導します。

●津波に備える

- 1 テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を掌握し、取り得る事態に対応策を練る。
- 2 より遠くへ、より高い場所へ避難する。
- 3 要援護者の手助けをする。
- 4 お客さまに呼びかけをし、避難する。
- 5 施設利用制限、事業の中止を判断し、周知する。
- 6 ハザードマップを活用し、危険の増幅が予測される場合は、事前に措置をする。

オ 台風・大雨洪水・大雪時の対策

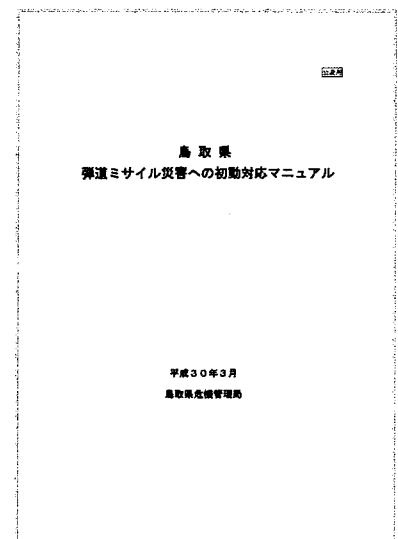
台風・大雨洪水・大雪は防ぐことはできなくても、予報により事前対応する時間があります。植栽、工作物等の養生や補強、巡回等で人手を要する場合は、職員の出勤予定を変更する等をして、限られた時間内で備えを行います。

●台風・大雨洪水・豪雪に備える

- 1 テレビ、ラジオ、インターネット等で気象情報を掌握して起こり得る事態に対応策を練るとともに、利用者にテレビモニター等で随時情報を提供する。
- 2 飛ばされやすい物や倒れやすい物を撤去、移動する。
- 3 植栽、工作物などの養生や補強をしておく。
- 4 お客さまに呼びかけをし、被災を回避する。
- 5 施設利用制限、事業の中止を判断し、周知する。
- 6 日ごろの巡回によりハザードマップを作成し、風雨により危険の増幅が予測される場合は、事前に措置をする。

カ 弾道ミサイル発射への対策

近隣国からミサイルによる攻撃があった場合、J-ALERT や緊急放送等により情報を得て、お客さまをすみやかに屋内へ避難させ、窓がない場所または窓から離れた場所へ移動させます。その後、行政機関からの指示にしたがい対応します。



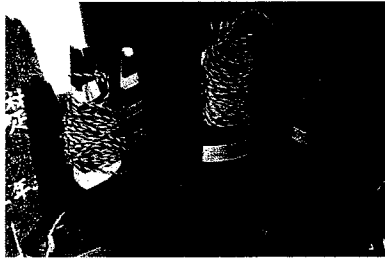
鳥取県弾道ミサイル災害への初動対応マニュアル

キ 緊急時に備えた資材調達

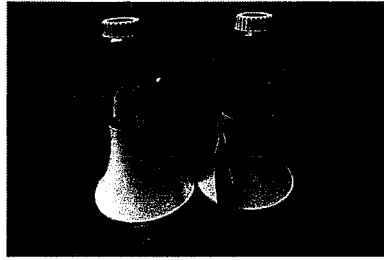
医薬品、AED等「緊急資材」のほかにも災害を想定した各種資材の用意が必要になります。その他「避難誘導資材」「災害対策資材」等が必要であり、常備をしないまでも、必要な資材をすぐに調達できるように、緊急調達先として市内事業者をリストアップしておきます。

●常備しておくべき緊急時に必要な資材

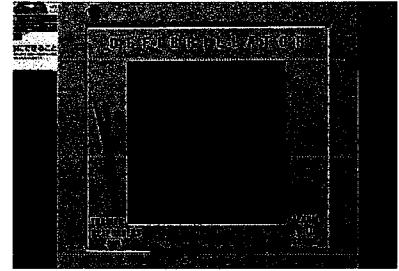
避難誘導資材	懐中電灯、拡声器、携帯電話、ヘルメット、ホイッスル等
緊急資材	救急箱、担架、AED、毛布、タオル、氷等
災害対策資材	スコップ、ロープ、荷車、非常用ラジオ、ブルーシート、カップ等
資材入手先	そのほかに必要な資材を迅速に入手できる先（市内事業者）をリスト化



災害対策資材(コーン・ロープ)



避難誘導資材(拡声器)

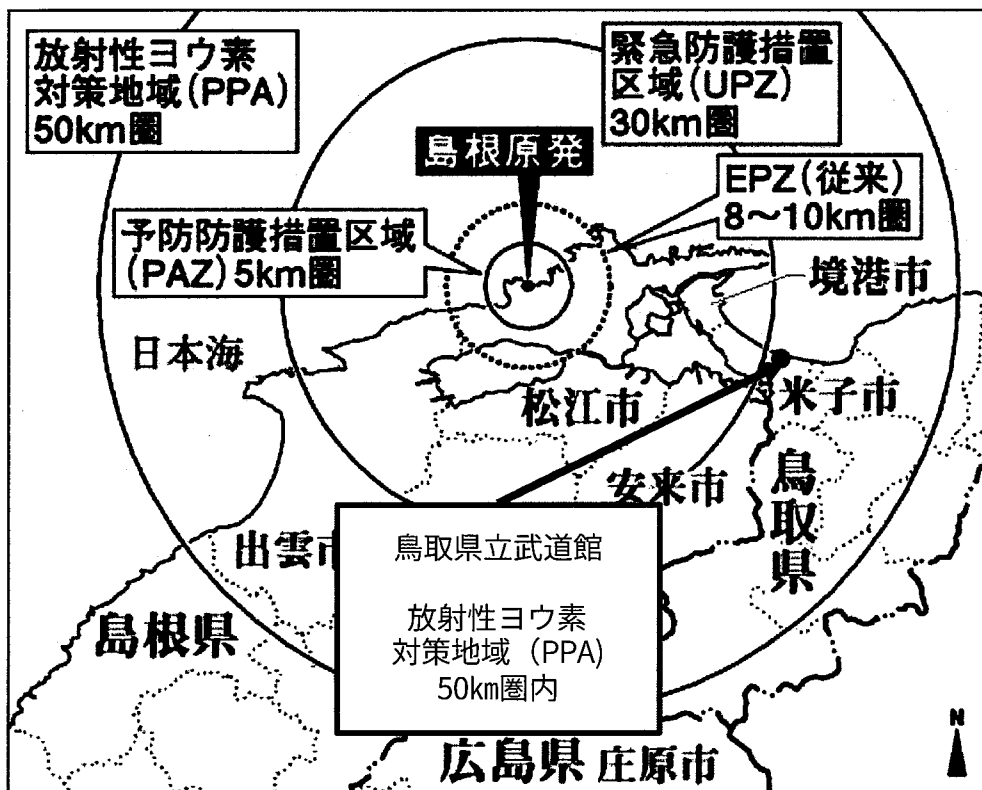


緊急資材(AED)

ク 原子力災害事故への対策

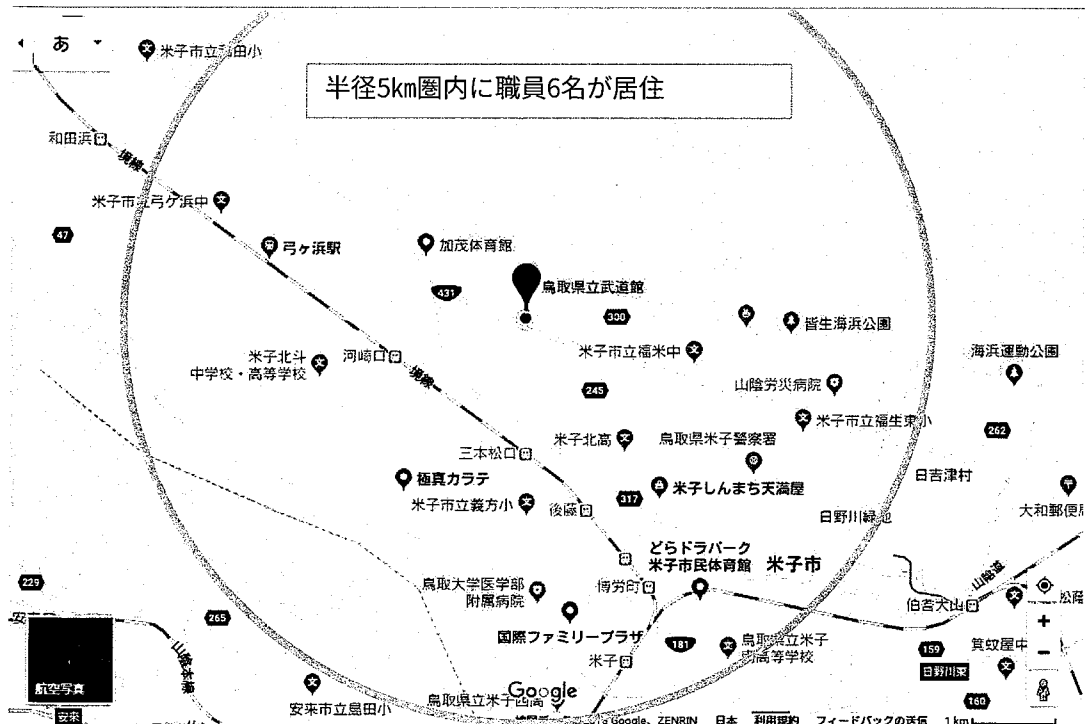
当館は、島根原子力発電所において、事故が発生した場合の緊急防護措置区域（UPZ）である 30 km圏からはわずかにはずれていますが、お客さまの安全を守るため、鳥取県広域住民避難計画と危機管理マニュアルにそって対応し、その訓練を行います。

また、避難場所に指定された場合、すみやかに対応できるよう行政等と連携をとっていきます。



ケ 有事の際の職員招集

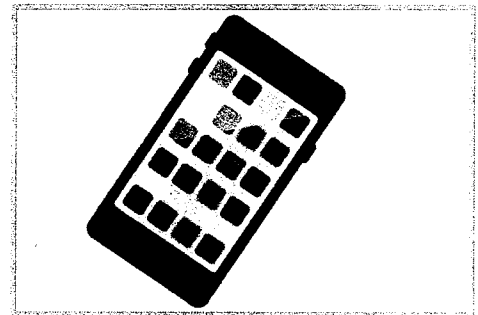
当館で有事が起きた際、職員を招集し対応支援を行います。当館まで約 5 km圏内に職員 6 名が居住し、緊急時に迅速に当館に参集し対応します。



コ 非番時の緊急対応(マニュアルの電子化)

新規

全職員が非番時にも迅速に対応できるようにするため、危機管理マニュアルの電子化を研究します。どこにいても自分のスマートフォンやタブレット等でマニュアルの確認ができるようにし、非番時に起きた緊急事態でも関係機関への連絡や初動が確実にできるようにします。



マニュアルの電子化によるスマホ等での確認

② スポーツ活動における事故防止策

すべてのお客さまに安全に、そして安心して施設をご利用いただくために、施設・設備の点検はもちろん、健康面への配慮や熱中症、活動中の事故等の未然防止策を整えます。



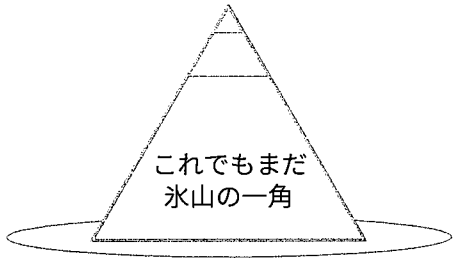
シャッター異常の点検



WBGT の計測

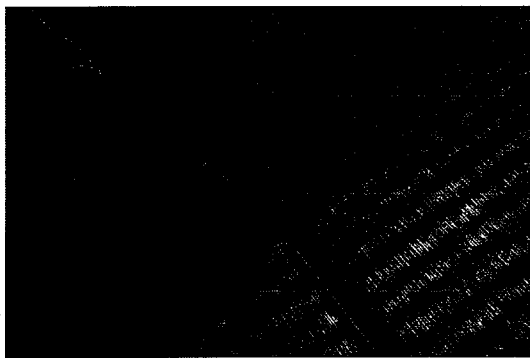
ア 安全管理

いつやって来るかわからない災害を未然に防ぐには、不安全な状態や行いに気づき、ヒヤリ・ハットの段階で地道に対策を考え、実行していくことが重要です。



ハインリッヒの法則

1	重傷者
29	軽傷者
300	無傷災害
不安全行動・不安全状態	



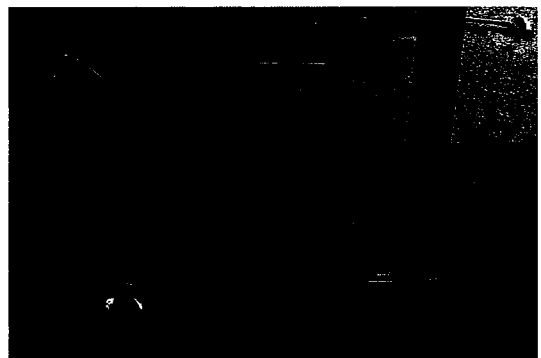
日常点検による異常の早期発見



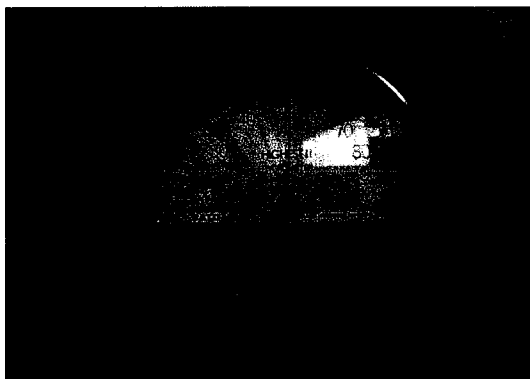
異常発見後のすみやかな対策の実行



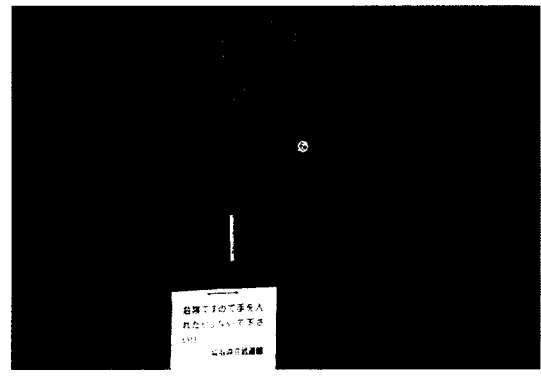
スポーツ活動前のウォーミングアップ



血圧計等の設置による健康チェック



お客さま確認用の乾湿計を道場に設置



熱中症予防用扇風機

●運動に関する指針（熱中症予防のための運動指針より）

対 策	内 容
拡充 スポーツ活動における事故防止対策	スポーツ活動に欠かせない器具は、常に安全で適正な状態に管理されていなければなりません。毎日『チェックシート』に基づく器具点検を実施し、異常の早期発見に努めます。
拡充 熱中症予防のよびかけ	日本スポーツ協会の『熱中症予防の運動指針』にそって、WBGT計での測定結果をお知らせします。指針は、パネル化して各道場の入口に掲示し、WBGTが28℃以上になっている場合は、活動の代表者等に安全性について注意喚起します。
拡充 健康チェックの奨励	エントランスに全自動血圧計を設置し、運動前の健康チェックに役立ててもらいます。日頃からご自身の健康管理について興味をもっていただけるように働きかけ、日々の運動効果を実感してもらえるように体脂肪計も設置します。
新規 ウォーミングアップやクーリングダウンの指導	希望者、希望団体に対し、スタッフによるウォーミングアップ指導等の安全教育を行います。 （事前の申し出と打合せが必要です）

イ 心臓疾患・脳疾患・血管障害等への対策

新規

拡充

武道・スポーツ活動中に、お客さまに心臓疾患等の緊急事態が発生した場合には、119番通報をふくめた迅速な対応が取れるようにします。

③ 不審者等の防止策

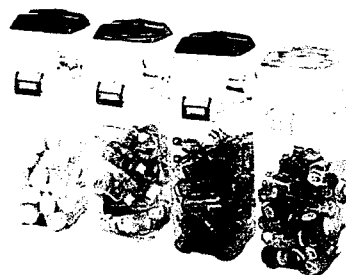
当館は、たくさんの県民のみなさまにご利用いただくことのできる公共の施設です。近年、海外等では多数の人があつまる公共の場所においてテロ事件が多発しています。わたしたちは、万が一の場合に備えてこのような場合に対応できるよう訓練を行います。

ア 不審者・不審物

新規

拡充

防犯体制を強化するために所轄警察署、交番等と連携し、防犯訓練の実施や地域の防犯情報の提供について協力を行います。また、お客さまに対する情報提供、注意喚起を積極的に行います。さらに、不審物・テロ対策として透明回収ボックスの導入を新たに研究します。



透明回収ボックスにより中身を確認可能

●透明回収ボックスによる効果

1

中身が見えることで、不審物（爆破物等）の投入防止となるテロ防止対策。

2

中身が見えることにより、お客さまの分別回収意識の向上。

●不審者・不審物への備え、回避策

- 1 館内外を適時巡回し、不審物、不審者の有無を確認する。
- 2 事件、不審者情報等を入手し、周知する。
- 3 お客さまに積極的に声をかけ、日頃からコミュニケーションを取る。
- 4 周辺に不審者らしき情報がある場合は警察に知らせる。
- 5 更衣室やロッカーの中等をよく確認する。
- 6 年1回不審者に対する防犯訓練や講習会を実施する。
- 7 施設内を定期的に巡回し、不審者・不審物を発見したら警察への通報等必要な措置をとる。

イ 盗難防止

新規 拡充

盗難事例や事故事例のあるところ、または、予測される場所に注意喚起のための貼り紙の掲示、大会等で多数のお客さまが来館される時には巡回回数（通常時5回以上）を増やす等して盗難が起りにくい状況をつくります。

●盗難防止策の一例

- 1 大会等のイベント時には巡回回数を増やす。
- 2 更衣室ロッカーキー貸し出しの推進。
- 3 当館職員と警備委託による24時間体制での事件発生防止。
- 4 防犯カメラの設置。
- 5 盗難防止の貼り紙やポスター等での啓発。

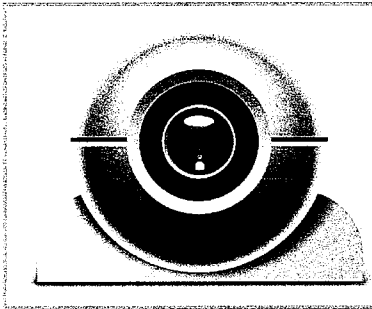


注意喚起の貼り紙

ウ 防犯用ウェブカメラの導入

新規 再掲

さらに、防犯用のウェブカメラの導入を研究し、常時職員が職員の巡回とあわせた盗難、事故防止につなげます。



●防犯用のウェブカメラ導入により考えられる効果

- ・盗難等の未然防止。
- ・不審者の早期発見。
- ・事件、事故発生時の証拠を記録。
- ・お客さまのモラル向上。
- ・設置による安心感の向上。

④ AED(自動体外式除細動器)の管理

新規

拡充

館内各所でおこった事故を想定し、お客さまでもわかりやすいよう AED はエントランスの目立つ場所に設置し、AED 設置場所の案内を館内に掲示します。また、毎日 1 回の点検(バッテリー等)を確実にいき、いつでもだれでも使うことが可能な状態にします。

●その他の実行策

- 1 緊急時には、館内において1分以内にAEDを届けられるようにします。
- 2 日本救急医療財団AEDマップに設置情報を掲載し、救命率の向上を目指します。

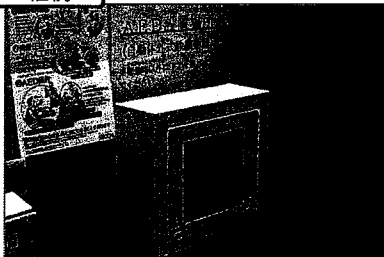
拡充



●全職員がAED講習を受講

すべての職員がAEDを使用できるように心肺蘇生法、AED使用のための総合講習を年2回受講します。また、月1回は定期的な救命講習を実施し、AEDの操作、CPR(心肺蘇生法)の動作を訓練し、全職員が万が一の事故等に対応できるようにします。

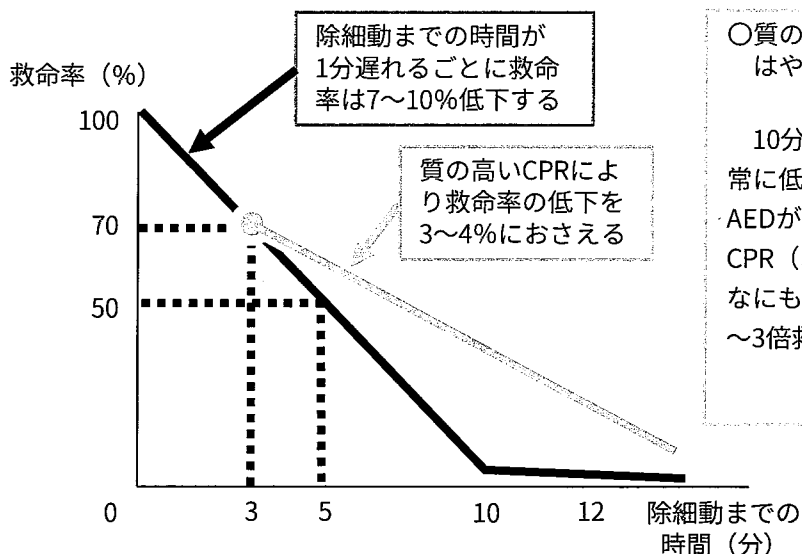
継続



●小児対応のAED設置

未就学児(6歳まで)にもAEDの使用が出来るように、小児用パッドを準備または小児にも使用できるAEDを設置します。

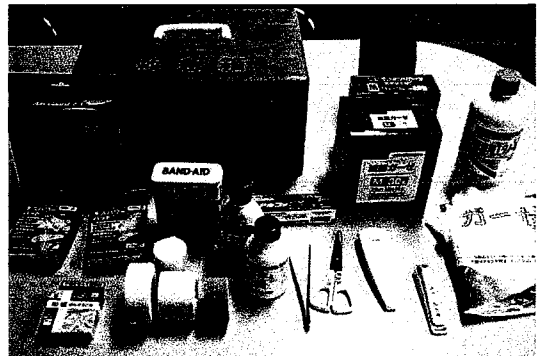
●時間の経過による救命率の低下グラフ



⑤ 救急用具を常備

救急用具を事務室内に常備し、練習中の軽微なケガ等の処置をします。また、主道場ステージに担架、事務室前に車いすを設置し、負傷者の移動に役立っています。救急用具や車いす等は、だれでもいつでも使用できるように日常点検を行います。

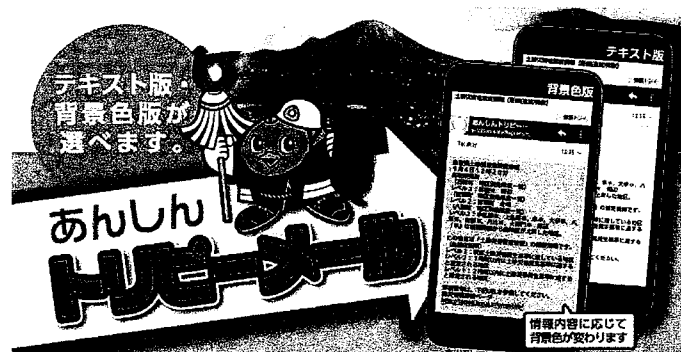
また、職員の応急手当講習を実施し、いつでも対応できるよう訓練します。



救急用具を事務室に常備

⑥ 「あんしんトリピーメール」の啓発

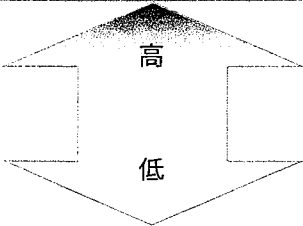
当館では「あんしんトリピーメール」の案内を館内に表示し、登録者の増加を推進することで、お客さまが災害への対応に役立てられるよう啓発します。



配信される主な情報（原則として鳥取県内に関するもの）	
気象特別警報・警報・注意報	大雨特別警報、大雨警報、大雪警報等
地震情報	震度3以上
津波情報	大津波警報、津波警報、津波注意報等
気象情報	土砂災害警戒情報、竜巻注意情報等
国民保護情報	J-アラートで通知されるミサイル接近やテロ等の情報
防災・危機管理情報	災害情報・注意喚起（避難勧告等）、危機管理事案等
公共交通情報	列車運休、航空機欠航等
道路情報	道路の通行止め等
ライフライン情報	停電情報等
生活・健康情報	PM2.5、黄砂、花粉、熊等の目撃、鳥インフルエンザ、熱中症、食中毒情報等
防犯情報	不審者、詐欺注意、行方不明の方の情報提供依頼等
交通安全情報	交通安全に関する情報等
安全安心イベント情報	県内開催のイベント情報等

(2) 緊急時の体制・対応

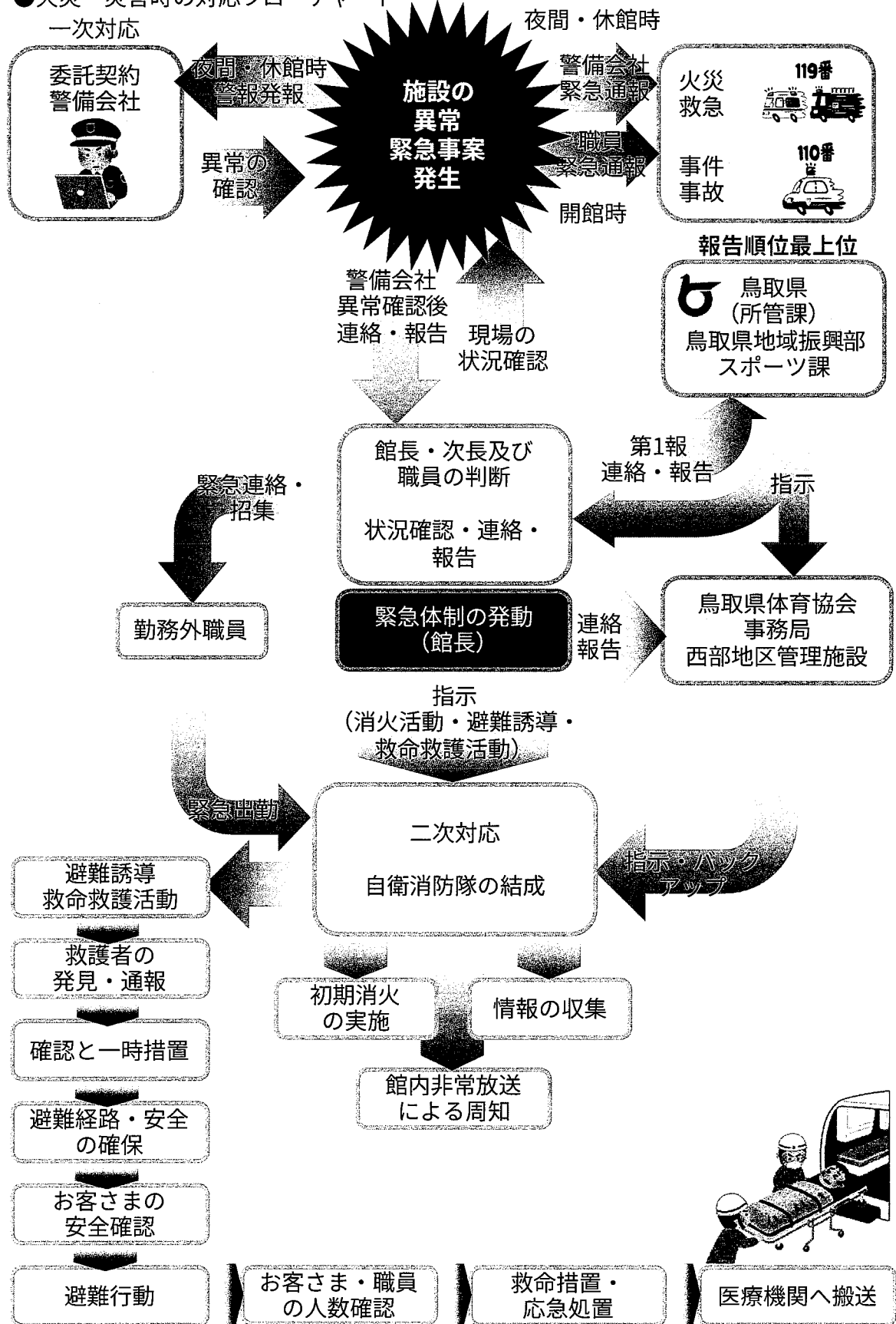
事故や災害が発生した場合、「お客さまの安全」を最優先としつつ、つぎの対応レベルと行動基準にあわせた危機管理マニュアルにより対応します。お客さまの生命の危機に瀕するような場合には、より迅速に、最良な状態で救急隊員に引き渡すことに全力をつくします。

緊急時の対応レベルと行動基準		
対応の緊急性	対応レベル	行動基準
	レベル5	避難・利用中止
	レベル4	避難準備・利用規制・蘇生
	レベル3	一時利用規制・緊急
	レベル2	部分規制・警戒・準緊急
	レベル1	待機・観察・低緊急
	レベル0	安全

○危機管理マニュアルの主な項目及び内容

項目	主な内容
火災時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ●準備 消防設備の確認と日常点検、施設周辺の巡回の徹底（燃えやすいものの撤去など） ●対応 消火栓・消火器の取り扱い、自衛消防隊について
地震・津波発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ●準備 危険箇所の把握（落下物・倒壊など）、避難場所・誘導経路の把握 ●対応 二次災害の回避、警戒警報発令時の対応など
台風・大雨洪水・大雪発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ●準備 台風・豪雨・大雪予報時の対処 ●対応 避難勧告・避難指示発令時の対応、近隣避難施設一覧など
施設設備の異常・故障時（停電・漏電・断水等）の対応	<ul style="list-style-type: none"> ●準備 各施設設備の日常点検方法など ●対応 電気・各種機械設備異常・事故時の応急措置方法など委託業者・当館担当者の一覧、緊急連絡先一覧
不審者・不審物（爆破物等）への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●準備 巡回の徹底、避難誘導経路などの確認 ●対応 不審者・不審物発見時の緊急連絡体制・避難誘導など
テロリズムへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ●準備 事前情報の確認、巡回の徹底、避難誘導経路の確認 ●対応 発生時の初期対応と緊急連絡体制
大陸間弾道ミサイル発射への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●準備 Jアラートの日常点検の徹底、避難場所・誘導経路の把握 ●対応 発生時の初期対応と緊急連絡体制
PM2.5・黄砂等に関する注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ●準備 事前情報の確認 ●対応 情報の掲示、注意喚起の実施
感染症等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ●準備 最新情報の入手、健康管理、マスク着用の徹底 ●対応 パンデミックによる施設閉鎖対応、流行第2波への備えなど
施設・資器材の点検	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の日常点検および留意点（非常口周辺や消火設備周辺に物を置かないなど） ●避難誘導資材、緊急資材、災害対策資材の内容（種類・数量・購入先）と日常点検の実施
緊急連絡網	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急時の職員および県、本会事務局、業者等の緊急連絡網

●火災・災害時の対応フローチャート



① 火災・災害対応

火災・災害発生時には危機管理マニュアルとあわせ、下記の項目を徹底し、迅速・適切な対応を行います。

1	火災・災害発生時は最寄りの施設が応援 (施設独自では十分な応急措置ができない場合には、米子市皆生市民プール・米子産業体育館に応援要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に行う)
2	閉館後、開館までの間は警備会社が消防、警察に通報し、館長へ連絡
3	火災・災害発生時は県にすみやかに第1報報告、その後も必要に応じ随時報告
4	終息後、総点検を行い、県に詳細報告
5	マスコミへの対応（窓口の一本化、適切な情報提供）

ア 火災時の対応

火災発生時には、通報連絡・消火・避難誘導・非常放送を適切に行い、日ごろの訓練実施により万が一の場合でも対応できるようにします。

職員担当班	職員対応行動
通報連絡班	消防署・警察への通報。
消火班	事務室火災報知機盤により現場確認し、消火器と電話を持って現場へ急行。火災現場を確認、初期消火。
避難誘導・救護班	利用者へ災害・火災状況を伝えながら、混乱が生じないように冷静に避難誘導を実施。負傷者発生の場合、適切に応急救護（人工呼吸、AED等）。
非常放送避難誘導班	非常放送によりお客さまの避難誘導。

※職員の配置状況により、各班を兼ねる場合がある。

イ 地震・津波発生時の対応

日ごろから危険箇所や避難場所・誘導経路を把握し、地震が発生した場合にはお客さまの安全確保と避難誘導を確実にを行います。



ドア開放による避難路の確保

対 応	職員対応行動
一次対応	「緊急地震速報」「津波警報・注意報」が出たことを迅速に伝える。
	お客さまを落ちつかせ、揺れがおさまるまで待つ。動けるようであれば、ドアを開放し、避難口の確保、使用中の火を止める。
	「津波警報・注意報」が出た場合には、なるべく高い場所（武道館2階または屋外の高所）への避難誘導を行う。
二次対応	建物の外観点検をした後、細部の点検をする。
	建物、施設内に異常がなくても電気、水道の供給が停止している場合は、供用を見合わせる。

ウ 台風・大雨洪水・大雪発生時の対応

天気予報等により情報収集を行い、事前に養生や補強、イベント等の開催中止依頼などをします。災害発生後にはただちに復旧作業を行い、早期利用再開を目指します。

対 応	職員対応行動
一次対応	天気予報などにより情報を入手し、植栽や工作物の養生、補強を行うほか、倒れる、飛ばされるなどの恐れのある物は、撤去または移動する。
	利用者、来場者が被害にあう恐れがあるようなら、事業開催または施設供用の中止を求め、周知をする。
二次対応	適時施設内を見回り、被害の状態を十分に把握する。特にハザードマップに記載されたポイントは、重要点検箇所として注意を払う。
	故障、損傷、浸水、積雪等があれば直ちに復旧作業へと取りかかり、早期の供用開始を目指す。



天気予報等による情報の入手



すばやい復旧作業



復旧作業の完了

エ 施設設備の異常・故障時(停電・漏電・断水等)の対応

施設設備の異常や故障発生時には、お客さまの利用に支障が出ないように対応を行い、迅速な復旧に向けて処置をします。

対 応	職員対応行動
一次対応	設備の異常信号及び故障時には、職員で対応可能なものについては即時対応し、復旧などの処置を行う。 職員で対応が不可能な場合は、業務委託している業者に復旧依頼をする。
二次対応	業務委託している技術者が緊急対応に向かい、施設内の不具合箇所を早期に掌握して一次対応とあわせ事務局に連絡する。

② 事件・事故時の対応

事故が発生した場合は、その状態に応じて、迅速・適切な対応を行い、避難や救助活動ができるようにします。

鳥取県立武道館近隣の救急医療機関			●近隣の医療機関の診療時間、休診日等の情報を把握し、館内に掲示する。
病院名	住所	電話番号	●休日、夜間の指定救急医療機関を館内に掲示する。
博愛病院	683-0853 鳥取県米子市南三軒1880	0859-29-1100	
高島病院	683-0826 鳥取県米子市西町6	0859-32-7711	
山陰労災病院	683-0002 鳥取県米子市皆生新田1丁目8-1	0859-33-8181	
鳥取大学医学部付属病院	683-8504 鳥取県米子市西町36番地1	0859-33-1111	
救急科	683-0006 鳥取県米子市 車尾4丁目17番1	0859-38-6699	
米子医療センター	683-0006 鳥取県米子市 車尾4丁目17番1	0859-33-7111	

ア 不審者・不審物(爆破物)への対応

巡回・巡視の徹底、目に触れにくい危険箇所の把握による予防、緊急時の連絡体制を構築し訓練を行うことで緊急時に素早く対応できるようにします。また、透明回収ボックスによりボックス内の不審物の投入が発見できるよう研究します。

対 応	職員対応行動
一次対応	お客さまがその場に近づかない、触れないよう注意喚起する。
	警察へ連絡し、お客さまを館外へすぐに避難誘導する。
	必ず2名以上の職員で対応する。
二次対応	職員で処理が可能と判断されるものについては、お客さまを遠ざけたうえで処理を行う。
	施設利用の中止または部分規制を実施する。

イ 化学兵器・生物兵器等によるテロリズムへの対応

万が一、当館でテロが発生した場合には、お客さまの安全を最優先し、迅速な避難と救助活動が行えるようにします。

対 応	職員対応行動
一次対応	お客さまの避難を最優先し、同時に施設の利用を中止する。
	110番、119番通報による救出・救助活動を依頼する。
	県および本会事務局へ緊急連絡と情報提供をする。
	関係機関等から情報収集し、指示にしたがって行動する。
二次対応	救助活動の支援、職員避難（二次被害の防止）も同時に実施する。
	一次対応とあわせ県・事務局へ報告する。
	ヤジ馬等の対応をする。



テロ実動訓練(防護服着用での救助)



テロ実動訓練(重傷者救助)



テロ実動訓練(被災者の一時除染)

ウ 大陸間弾道ミサイル発射への対応

平成 30 年 3 月に策定された「鳥取県弾道ミサイル災害への初動対応マニュアル」及び当館の危機管理マニュアルに則り対応します。

対 応	職員対応行動
一次対応	J-アラート等による警報が発信されたら、利用者に窓やガラスから離れ、窓のない更衣室等に避難するように放送等で呼びかける。
	館外にいるお客さまなどには館内に避難するよう呼びかける。
	県や市の指示があれば、それにしたがって行動する。
二次対応	安全が確認されるまで館内で待機する。
	情報収集を行い動向を観察する。

③ 災害時の施設使用

地震等の災害や武力攻撃事態等がおこった場合には、指定管理者として当館の使用について県の指示にしたがい、つぎのいずれかに該当する場合は、すみやかに閉館等の対応を行います。



武力攻撃事態等の発生時

●災害時の施設使用

(1) 次のいずれかに該当する場合には、指定管理者は、武道館の使用について県の指示に従わなければならない。

ア 地震等の災害又は武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況に当たり、武道館を閉館し、住民の避難及び救援又は広域応援活動拠点として使用する必要があると県が認めるとき。

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設の指定をしようとするとき。

ウ 米子市地域防災計画により米子市から、避難のための立退き先又は広域応援活動拠点としての指定に係る同意の申し出があったとき。

(2) (1) の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。

(3) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために武道館を閉館する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉館すること。

④ 心肺蘇生法・応急手当の実施と対応

ア 当館及び敷地内での事故等に対する応急手当

館内でのケガは、捻挫・打撲・肉離れ等が多く、『RICE 処置』を実施するようにします。

RICE処置	
Rest（安静）	スポーツ活動の停止
Ice（アイシング）	患部の冷却
Compression（圧迫）	患部の圧迫
Elevation（挙上）	患部の挙上

イ 事故者の救護

事故発生の通報を受けた場合、すぐに現地へ急行し、被害者の救護、救急車の要請を行う等、被害者の救護を最優先に対応し、状況に応じて警察への連絡を行います。

さらに、個人情報保護に留意しながら、状況に応じて消防署をつうじ、搬送先の病院名と被害者の名前を確認する等の対応をとります。

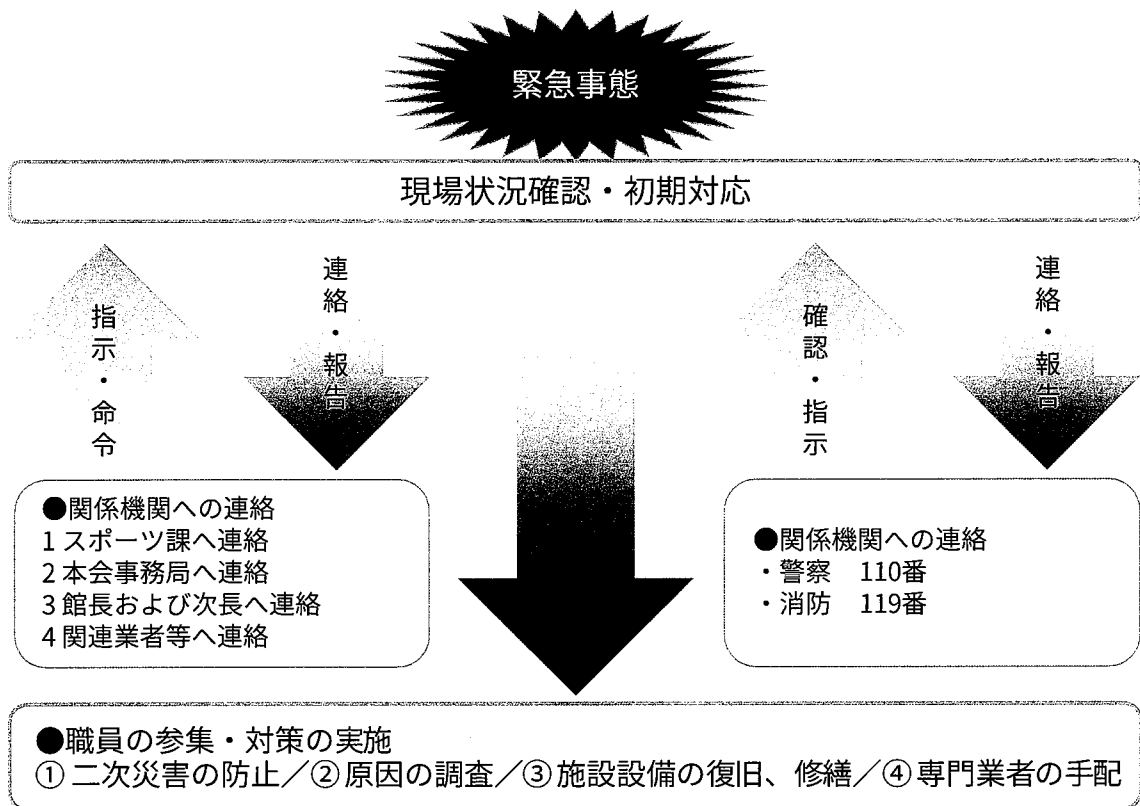


心肺蘇生研修

ウ 迅速な対応と事故報告

被害者の救護を迅速に指示するとともに、館長への事故発生の一報及び処理後の報告を行

い、状況に応じて館長から対応方法の指示を受け、迅速・適切な対応をします。

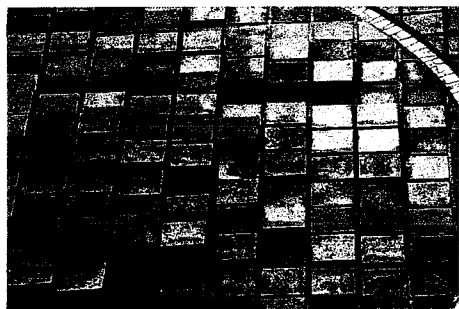


エ 二重事故防止措置

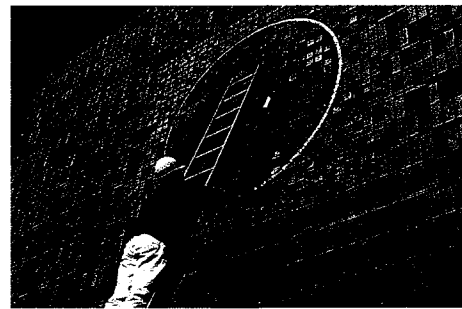
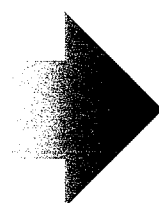
事故発生現場においては、度重なる事故が発生しないように、施設の立ち入り禁止、入場制限等の対応を行い、再発防止措置を講じます。

オ 事故の原因究明と再発防止

事故が発生した場合、迅速に事故状況を把握し、記録をとるとともに、事故原因を明確にします。また、必要に応じて施設の緊急総点検を実施し、再発防止に取り組みます。



雨水侵入による凍結膨張でのタイル破損



緊急点検の実施

⑤ J-アラートシステムを活用した緊急体制

「国から住民まで直接瞬時に」伝達することができる J-アラートの最大の特長を活かし、すみやかにお客さまの安全を確保し、最善の対応をとります。

また、国や県が行う情報伝達訓練等に積極的に参加し、緊急時に情報伝達が確実に行われるよう、毎日の日常点検を行います。



県委託事業者による J-ALERT 定期点検

伝達される緊急情報（2016年10月現在）

- 地震情報（6種類）
- 津波情報（3種類）
- 火山情報（3種類）
- 気象情報（7種類）
- 有事関連情報（5種類）

弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性があります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急通報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動
②正確かつ迅速な情報収集
 行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

国民保護ポータルサイト
 武力攻撃やテロなどから身を守るために
http://www.kantei-hogo.go.jp/shipou/hogo_manual.html
 事前に確認しておきましょう。

ミサイル落下時には、こちらから最新の対応状況をご覧いただけます

首相官邸 ホームページ www.kantei.go.jp/
 Twitterアカウント [@Kantei_Saigai](https://twitter.com/Kantei_Saigai)

Jアラート（例）直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外にいる場合 できる限り頑丈な建物や地下に避難する。
地下：地下街や地下駅などの地下施設

建物がない場合 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

近くにミサイル落下!
 ●屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
 ●屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目覆りをして室内を密着する。

（内閣官房国民保護ポータルサイトより）

- 鳥取県や本会事務局、警察等と連絡をとり、迅速に対応します。
- お客さまや近隣住民の安全を第一とし、最善の処置をします。

⑥ PM2.5・黄砂等に関する注意喚起

毎日 PM2.5 の測定値を館内に掲示し、高濃度となった場合にはお客さまに注意喚起をします。また、大気中の微小粒子状物質濃度が、国が示した注意喚起のための暫定指針値を超過した場合等に、県民の健康被害を未然に防止するため、警戒情報等を発信し、注意喚起を行います。

鳥取県の大気環境の状況

たけな、鳥取県内においてPM2.5の濃度監視観測が予定されておられます。ただし、鳥取県内に化学物質センターに特化した注意喚起は実施されていません。

【お知らせ】
 平成27年5月1日より、鳥取県環境部の一級検定大気測定員、鳥取県環境（鳥取市）から鳥取県環境行政（鳥取市）に移管されました。

メニュー	PC対応
● 1時間測定値	県内各測定所の測定値一覧を表示します。
○ 24時間平均値グラフ	測定項目を選択すると、測定値の24時間平均値のグラフが表示されます。

鳥取県の大気環境について

このサイトでは、県の大気環境監視システムで4時間測定している大気汚染データの連続観測をリアルタイムで提供しています。メニュー欄から見たい内容を選んで、メニュー名をクリックしてください。

携帯電話からは、おのれをご利用ください。
<http://www.tottori-pref.go.jp/kyoukai/kyoukai/kyoukai/kyoukai/kyoukai/>

鳥取県生活環境部水・大気環境課 HP

ア 情報発信機関

下記の機関から発信される情報をもとに、当館ご利用のお客さまへの情報提供を行います。

●鳥取県生活環境部環境立県推進課
<https://www.pref.tottori.lg.jp/209817.htm>

●鳥取県の大気環境状況
<http://tottori-taiki.users.tori-info.co.jp/taiki/pc/top/>



鳥取県の大気情報を発信

イ 注意喚起の基準

毎朝、県から発信される情報等をもとに PM2.5 の測定値を館内に掲示するとともに、当館 HP や SNS を活用した情報提供を行います。

●午前中の早めの時間帯の判断

午前5時から7時までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が国暫定指針値を超過すると予想される場合などに、県内全域を対象範囲として注意喚起を行う。なお、注意喚起実施後に濃度が低下した場合においても、注意喚起の解除情報は発信しない。

区分	内容	判断基準（午前5時から7時までの1時間値の平均値の県内最大値）
1 情報提供	環境基準超過を予想	32超
2 注意情報	国暫定指針値に近い値を予想	70超
3 警戒情報	国暫定指針値を超過する予想	85超

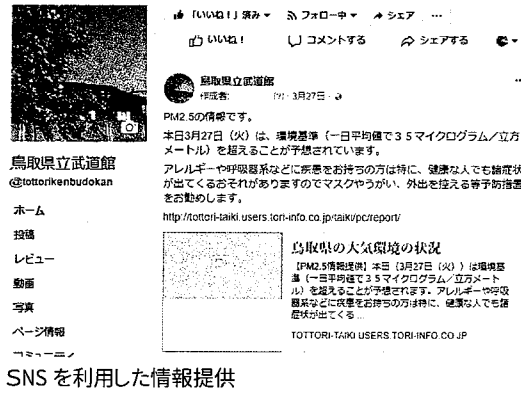
単位：マイクログラム／立方メートル
 環境基準：人の健康の適切な保護を図るために維持されることが望ましい水準
 国暫定指針値：健康影響が出現する可能性が高くなると予測される暫定的な水準

●午後からの活動に備えた判断

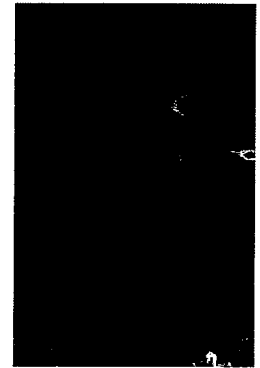
午前5時から12時までの1時間値の平均値の県内最大値から予想した当日の日平均値が国暫定指針値を超過すると予想される場合などに、県内全域を対象範囲として注意喚起を行う。なお、注意喚起実施後に濃度が低下した場合においても、注意喚起の解除情報は発信しない。

区分	内容	判断基準（午前5時から12時までの1時間値の平均値の県内最大値）
1 注意情報	国暫定指針値に近い値を予想	70超
2 警戒情報	国暫定指針値を超過する予想	80超

単位：マイクログラム／立方メートル



SNS を利用した情報提供



PM2.5 館内情報掲示

⑦ 差別落書きの対応

人権尊重の理念に立って、「鳥取県人権施策基本方針―第3次改訂―」（平成28年9月）により人権への理解を深め、鳥取県が定めた「差別落書き未然防止指針」、「差別落書き対応要領」及び本会の「差別落書き対応マニュアル」にそって対応します。

これらの差別落書きの未然防止と適切な対応により、人権が尊重される社会づくりをめざします。



鳥取県差別落書き禁止啓発ステッカー

●差別落書きへの対応例

鳥取県人権施策基本方針の理解	人権啓発研修参加による人権教育推進
差別落書き禁止の啓発	差別落書き対応要領の理解
差別落書き未然防止指針の理解	差別落書きを起こさせない施設管理
差別落書き対応マニュアルの整備	

⑧ インフルエンザ等の感染防止対策

平成26年1月7日に政府が策定した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」と、それをもとに作成された「鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく対応を行います。

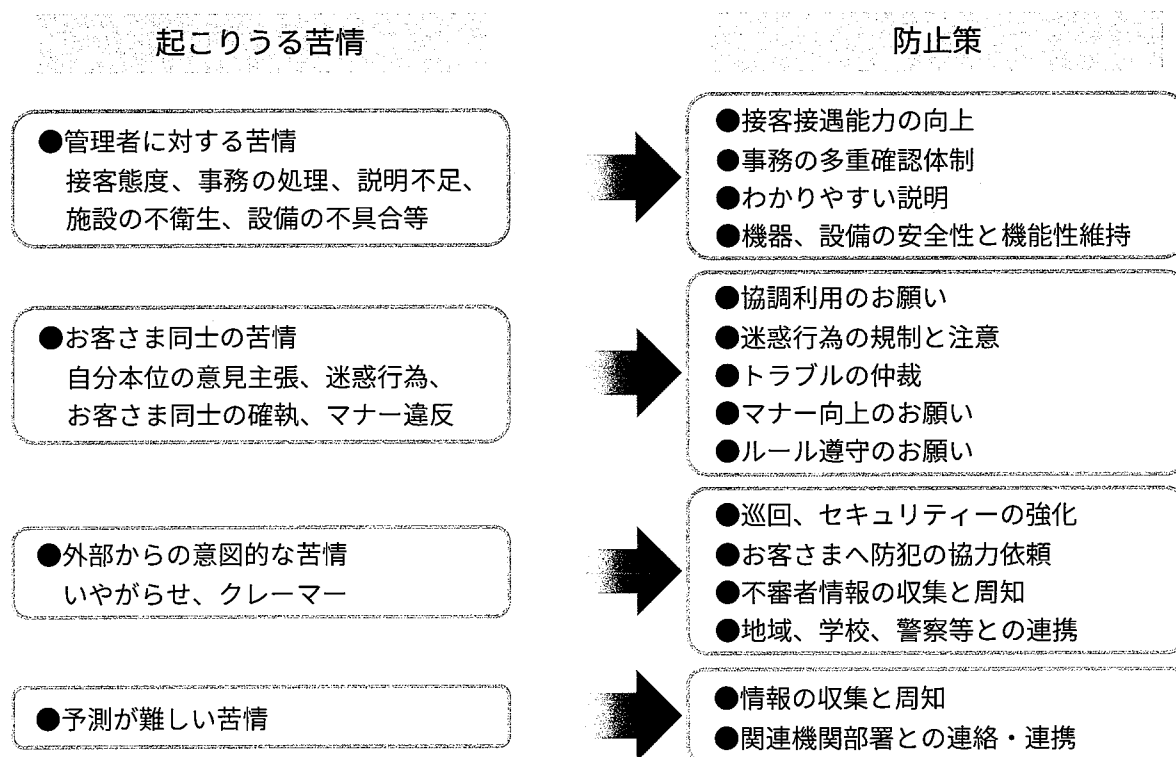
本県の新型インフルエンザ流行規模（推計）		
	鳥取県	参考（全国）
罹患者数	約152,500人	約3,200万人
医療機関受診患者数	約62,000人～119,200人	約1,300万人～2,500万人
入院患者数 （1日最大入院患者数）	約3,230人～12,200人 （480人以上）	約53万人～200万人 （10.1万人以上）
死亡者数	約810人～3,050人	約17万人～64万人

（鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画より）

感染症防止に対する対応				
情報を集める	県と情報共有	県の方針を示す	行動計画を作成	お客さまを守る
手洗いを習慣化	職員を守る	感染防護具準備	温湿度計設置	家族をサポート
仕事を家で行う	人との接触を減らす	人が触れる所を消毒	マスクの着用	消毒用アルコールを常備
電話・通信機器の活用	安全衛生委員会の設置	塩素系消毒液を常備	吐しゃ物の感染予防	

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

苦情の多くは、日ごろからの注意やお客さまとのコミュニケーションによって防ぐことができると考えられます。とくに、わたしたち管理者の怠慢等不誠実と指摘される苦情は、起こしてはならないことで、マニュアルの作成や研修の強化で防止します。



① 苦情、トラブルの未然防止と再発防止

安全・安心及び快適な空間の維持向上のため、トラブル・苦情への迅速な対応と“クレームゼロ”に向けた組織的な対策を講じ、運営経験や知識の構築によってあらゆる場面に対応できる体制をづくりに取り組んでいきます。

好事例を水平展開することによる「未然防止」、同様のケースが起こっていないか確認する「事案の検証」、



紙的貼りの研修(専門技術研修)

トラブルの真の原因を追求し対策を講じる「再発防止」というトラブル発生時から解決までのプロセスを明確化することで、職員の適切な対応を徹底させます。

また、職員に様々な事情に併せた人権問題の専門研修を行い、公正や平等性の確保に取り組んでいきます。

お客さまのためにできること				
いつも笑顔で対応	清潔な身だしなみ	明朗で活発な挨拶	コミュニケーション	意見を取り入れる
専門技術・知識の研鑽	設備・備品点検	安全安心な施設提供	苦情の共有	巡回の徹底
丁寧な言葉遣い	お客さま目線	専門知識の研鑽	迅速な対応	危険個所の改善

② 苦情、トラブルに対する対処法

お客さまから、苦情やトラブルの報告があった場合は適切に対処し、同様の事例が起きないように再発防止策を立て、職員の接客研修等を徹底します。

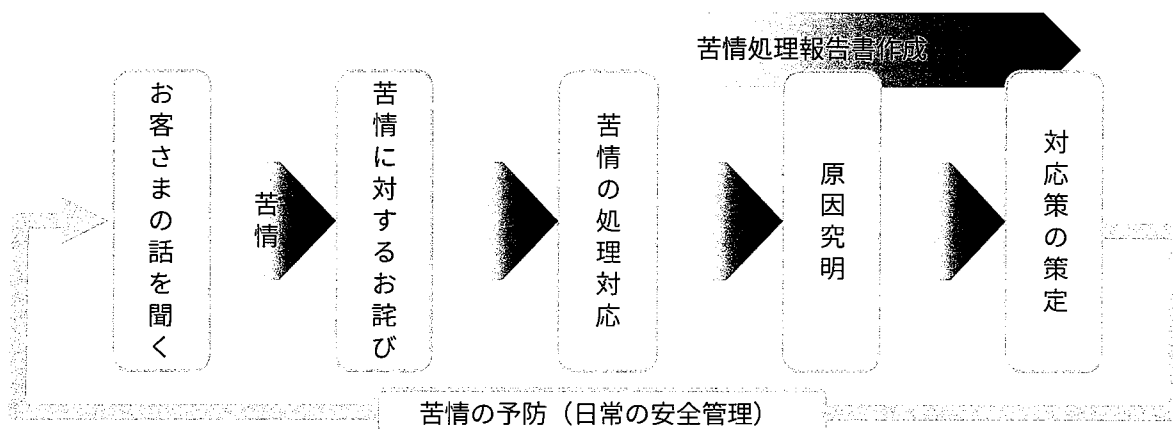


目に触れる場所の整理・整頓の徹底

対処法				
同種苦情の未然防止	具体的な状況確認	言い訳をしない	原因究明	迅速な処理
冷静に対応	処理の見通しを説明	必要に応じ県と協議	他施設のトラブルを参考	苦情をいただいた方へ連絡
内容・処理結果の掲示	苦情処理報告書の作成			

③ 苦情処理報告書の作成の流れ

苦情やトラブルがあった場合は、すみやかに苦情処理報告書を作成し、県及び本会事務局に報告します。



6 個人情報保護等への対応

本県の個人情報保護方針に則り、「①個人情報収集や利用及び提供」「②個人情報へのリスク予防ならびに是正」「③個人情報に関する法令及びその他の規範の遵守」「④個人情報取り扱いのルール適用等とその継続的改善等」の保護方針を定め、厳正な管理と適切な取り扱いに取り組んでいきます。

(1) 個人情報の保護への対応

本会は、鳥取県個人情報保護条例（平成 11 年鳥取県条例第 3 号）第 11 条第 4 項で準用する同条第 1 項から第 3 項までの規定を遵守します。さらに、鳥取県に準じた個人情報保護規程にそって、個人情報の取得管理について具体的に定めるとともに、定期的なチェック体制を整えています。

① 個人情報保護方針

当館において別段の定めをしている場合をのぞき、管理運営上取り扱うお客さま、取引業者等の特定の個人を識別できる情報（以下「個人情報」という）の収集、利用及び管理について、「鳥取県個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱います。

また、「組織的対策」「人的な対策」「技術的な対策」「物理的な対策」によりお客さまの大切な個人情報を厳正に管理します。

組織的管理	技術的管理
安全管理運営に関する組織体制の整備	アクセス者の識別と認証
データの取り扱い規定等の整備と運用	アクセス制御と権限管理
データの取り扱い状況を確認する手段の整備	外部からの不正アクセス等の防止
情報漏えい等に対する事故・違反への対処	不正ソフトウェア対策
取り扱い状況の把握と安全管理措置の評価・改善	データ送信・移送時のセキュリティ対策
人的管理	物理的管理
雇用・契約時の守秘義務契約の締結	入退館及び入室管理
全職員への情報共有及び周知	機器・電子媒体等の盗難防止
モラル向上施策（採用・教育・訓練など）	機器・装置などによる保護
	個人情報の削除、機器・電子媒体等の廃棄

② 個人情報管理体制

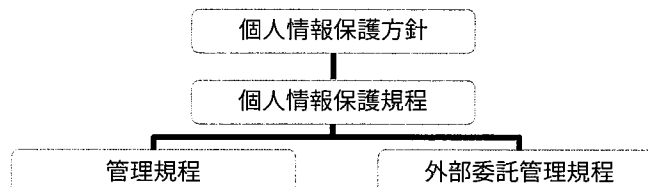
当館の管理運営において、個人情報保護に関する自主点検や常勤職員をはじめ、嘱託職員、非常勤職員を含む全職員を対象とした研修を実施します。また、マイナンバーについては、特定個人情報事務取扱担当者（作業責任者）を配置し、担当者のみ限定して取り扱います。



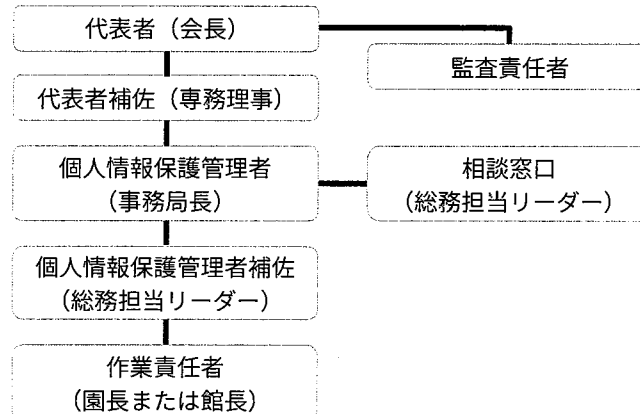
職員研修の実施

●公益財団法人鳥取県体育協会個人情報保護プログラム

○諸規程



○責任体制 (規定にそった責任体制図)



③ 個人情報保護を推進する具体的な取組

当館では、個人情報保護に関する各種規定を遵守するほか、職員への研修や内部監査等による情報の適正管理や情報漏えい防止策を徹底し、個人情報保護方針の館内掲示や各種案内、HP等へ記載することにより県民へ広く周知します。

●主な実施内容

- 1 年1回以上の内部監査、年1回の全職員研修及び理解度テストの実施等
- 2 施錠可能な保管庫による盗難防止と入退館チェック表や警備委託による不正侵入と漏えい防止等
- 3 シュレッダーによる廃棄、データの適正で確実な削除等

④ 情報管理システムの体制

施設内の情報管理として、サーバーの一元化や通信の暗号化、セキュリティソフトの定期更新の義務化、パスワード設定等、あらゆる事態を想定した予見、回避体制をとります。

PCの盗難に備え、PCデータの外部出力制限・管理やパスワードの認証設定を行い、PCの起動ができないような管理に取り組んでいきます。

(2) 情報の公開への対応

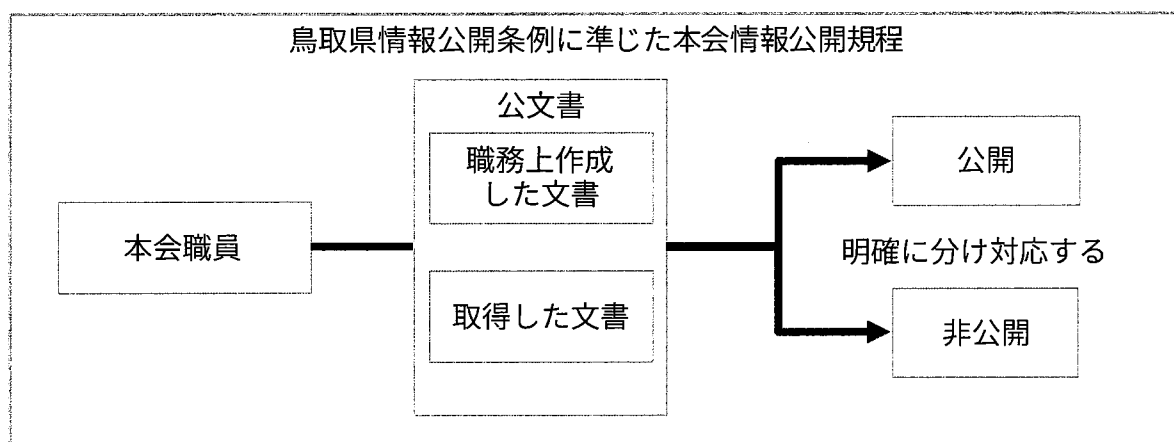
本会の情報公開請求に関する対応は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。)の規定を遵守し、当館の管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切に行います。

また、情報公開条例に準じた情報公開規程を制定し(平成12年9月)、保有する情報の公開に関して必要な事項を定め、積極的に情報を公開します。

① 情報公開の取組方針

本会は、鳥取県立施設の管理運営代行者として、県民本位の開かれた県政実現のため、各種法令を遵守した適切な情報公開が必要だと考えていることから、鳥取県が示した条例に準拠し、独自の情報公開規程を作成します。

指定管理者として従事する者が職務上作成し、または取得した文書等については、公文書として公開するものと、協会情報として非公開にするものとに明確に分けた対応を行います。



② 情報公開を行うための措置

情報公開条例及び本会情報公開規程にしたがった対応を遵守し、「公開の可否」「公開にかかる文書」「公開の日時と場所」「公開方法」等を決定します。また、情報公開に関する職員研修も実施します。

情報公開のための措置

情報の開示請求については、「情報公開条例」及び「公益財団法人鳥取県体育協会情報公開規程」にしたがった対応をします。

県民の公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人情報のみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をし、手続きを進めます。

利用サービスの向上と安心のために、積極的に情報発信、情報の公開を行います。

また、問い合わせに応じてだけでなく、県民のみなさまの「利用サービスの向上」「安心」の観点から、指定管理者の裁量で公開しても支障のない内容は、日ごろから積極的にホームページなどにより情報提供を実施します。

公益財団法人鳥取県体育協会
文書開示申出書

公益財団法人鳥取県体育協会(以下「協会」といいます)の規程により、次のとおり文書の開示を申し出ます。

申 出 日

請求者 姓 名
姓 名
(法人その他の団体の場合は、申請方式は事業部長の氏名を)
氏 名
(法人その他の団体の場合は、その代表者及び代表者の氏名)
請求先(電話番号) 番 号
〒 郵便番号

文書の件名又は内容	
開示の方式	(1)閲覧 (2)写しの交付 (3)複製
複製料等負担	申 出 者
申請書(別紙)	
備考	

※ 備考欄には、記入してください。

文書開示申出書

公益財団法人鳥取県体育協会
文書開示決定通知書

申 出 日

申 出 日

公益財団法人鳥取県体育協会
会長

文書の件名	
開示の方式	申 出 日 () 年 () 月 () 日 () 時 () 分 () 秒
開示の場所	
開示の方法	(1)閲覧 (2)写しの交付 (3)複製
請求料(別紙)	() 円 () 角 () 分
備考	

※ 1 請求料は、請求書に添付してください。
2 請求料は、請求書に添付してください。

文書開示決定通知書

③ 管理運営の透明性

指定管理者として、県民の『知る権利』を尊重し、情報公開条例にのっとり適正な対応に取り組んでいきます。

指定管理者の運営方針及び年次事業計画、事業報告に関しては、情報の公開に関する条例の趣旨に則り、積極的な情報提供に努め、運営の透明性を高めます。

情報公開請求者から苦情の申し立てがあった場合、速やかに鳥取県と協議のうえ、公開の可否等の決定に対して速やかな対応に取り組んでいきます。

④ 効果的な広報活動

再掲

効果的な広報を行っていくために、わたしたちは常に県民の目線でわかりやすく、魅力的な広報活動を行っていきます。



当館 HP(ウェブアクセシビリティに対応)

●県内・県外に発信 オリジナルHP・SNS マスメディア	➡ 本会HPや他の関連施設HP等とリンク ➡ 新聞、テレビ、雑誌等へ投げかけ
●地域に対して発信 チラシ配布	➡ スポーツ教室、イベントなどの情報を保育園、幼稚園や学校、地域公民館等に配布
●武道館利用のお客さまに発信 ポスター・チラシ 館内情報コーナー	➡ 子どもから高齢者まで見てわかる情報

広報媒体	内容	発行頻度	備考
武道館新聞	イベント情報 大会結果等	毎月 10日発行	館内・HP掲載
武道館報	年度の事業報告	毎年 3月発行	館内・HP・ 県内外関係機関 へ配布
インターネット	SNSの活用・ 施設情報・ イベント情報	随時更新	ウェブアクセシ ビリティに対応
教室参加募集	武道・スポーツ 教室案内	年4回	米子市・境港市 の小中学校等へ 配布、地方紙等 へ掲載
地方情報誌	イベント情報	その都度	
ポスター・ パンフレット	施設情報・ イベント情報	その都度	米子市近郊
館内情報 コーナー	教室募集・ イベント募集・ お知らせ等	その都度	館内



武道館新聞(年1回発行)

⑤ 情報格差への対応

当館から発信する情報をすべての方が等しくキャッチできるよう、掲載する内容や文字の大きさ、言葉づかい等に関し、子ども・高齢者・障がい者等もふくめ、誰もが理解しやすい内容・表現を徹底し、情報格差が生じないように取り組みます。

男性20人に1人が色弱者といわれています。また、高齢者等の視力低下の方への配慮も必要となります。「色のバリアフリー」やユニバーサルデザイン(UD)の視点に基づいた「UDフォント」を積極的に活用し、すべての人にやさしい情報提供を行います。

(3) マイナンバーへの対応

平成 27 年 10 月から、住民票を有するすべての人にマイナンバー（個人番号）が通知されています。当館では館長をマイナンバーの責任者とし、個人情報保護のため、情報の流失がないように厳重に管理をしていきます。

マイナンバー制度3つの目的

- 1 公平・公正な社会の実現（給付金等の不正受給の防止）
- 2 国民の利便性の向上（面倒な行政手続きが簡単に）
- 3 行政の効率化（手続きをむだなく正確に）

●個人番号取得から廃棄までのプロセスにおける法令の適用

区分	個人情報保護法	番号法該当条文
取得	<ul style="list-style-type: none"> ・利用目的の特定（第15条） ・適正な取得（第17条第1項） ※要配慮個人情報の取得（第 17 条第 2 項）は、番号法により適用除外 ・利用目的の通知等（第18条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の提供の要求（第 14 条） ・個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限（第 15条、第 19 条、第 30 条第 3項） ・収集・保管制限（第 20 条） ・本人確認（第 16 条）
安全管理措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・安全管理措置（第 20 条） ・従業者の監督（第 21 条） ・委託先の監督（第 22 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託の取扱い（第 10 条、第 11 条） ・安全管理措置（第 12 条）
保管	<ul style="list-style-type: none"> ・正確性の確保等（第 19 条） ・保有個人データに関する事項の公表等（第 27 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集・保管制限（第 20 条）
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・利用目的による制限（第 16 条） ※番号法による読替及び適用除外あり ・利用目的の通知等（第 18 条第 3 項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の利用制限（第 9 条、第 30 条第 3 項） ・特定個人情報ファイルの作成の制限（第 29 条）
提供	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者提供の制限等（第 23 条～第 26 条） ※番号法により適用除外 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限（第 15 条、第 19 条、第 30 条第 3 項）
開示 訂正 利用停止	<ul style="list-style-type: none"> ・開示、訂正等、利用停止等（第 28 条～第 34 条） ※利用停止等（第 30 条）は、番号法による読替あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者提供の停止に関する取扱い（第 30 条第 3 項）
廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ・正確性の確保等（第 19 条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集・保管制限（第 20 条）

※特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）

平成26年12月11日（平成29年5月30日最終改正）より

7 武道の普及振興

武道の普及振興を図るため、鳥取県将来ビジョンに掲げた「みんなで創ろう『活力あんしん鳥取県』や「すべての県民が豊かなスポーツ文化を享受できる鳥取県」等のスローガンを踏まえ、さまざまな年代の人々が性別、障がい等を問わず武道・スポーツ活動に参画できる環境づくりに取り組んでいきます。

(1) 武道(スポーツ)の普及振興の考え方

わたしたちは、現在までの指定管理期間において、鳥取県立武道館で各種武道(スポーツ)教室や大会、講習会等を実施しています。また、平成27年度から始めた武道体験会(イベント)により、武道人口の拡大をすすめています。次期指定管理期間にも一人でも多くの県民のみなさまに武道の楽しさを知っていただけるように、さまざまな事業を実施していきます。



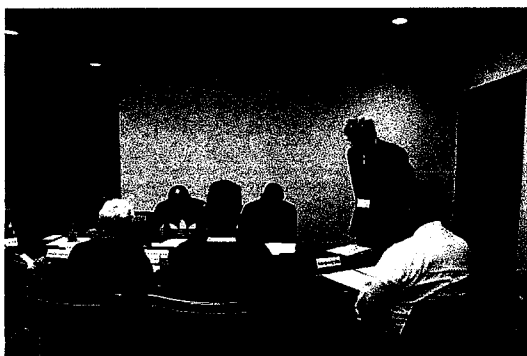
武道合同体験会の様子

① 本会加盟武道連盟との協力

武道(スポーツ)の普及振興にあたっては、本会に加盟する武道連盟の協力が必要不可欠です。各武道連盟とは大会や講習会での連携・協力・支援等で、長年にわたり良好な関係を築いており、今後もこの関係を発展させ、さらなる武道の普及振興を図ります。

② 武道連盟連絡会の活用

武道(スポーツ)の普及振興を推進するために、年に数回の武道連盟連絡会を開催しています。本会に加盟する9つの武道連盟から当館の運営に関するご意見、ご要望をお聞きし、運営の改善や当館事業への協力をお願いする場として次期指定管理期間においても活用します。



武道連盟連絡会

③ 鳥取県公立武道館協議会との連携・協働

当館を含め、鳥取県内の市町村で武道館を有する13施設が加盟し、武道の普及振興を図ることにより、青少年の健全育成に努めています。



地方青少年武道錬成大会(相撲)

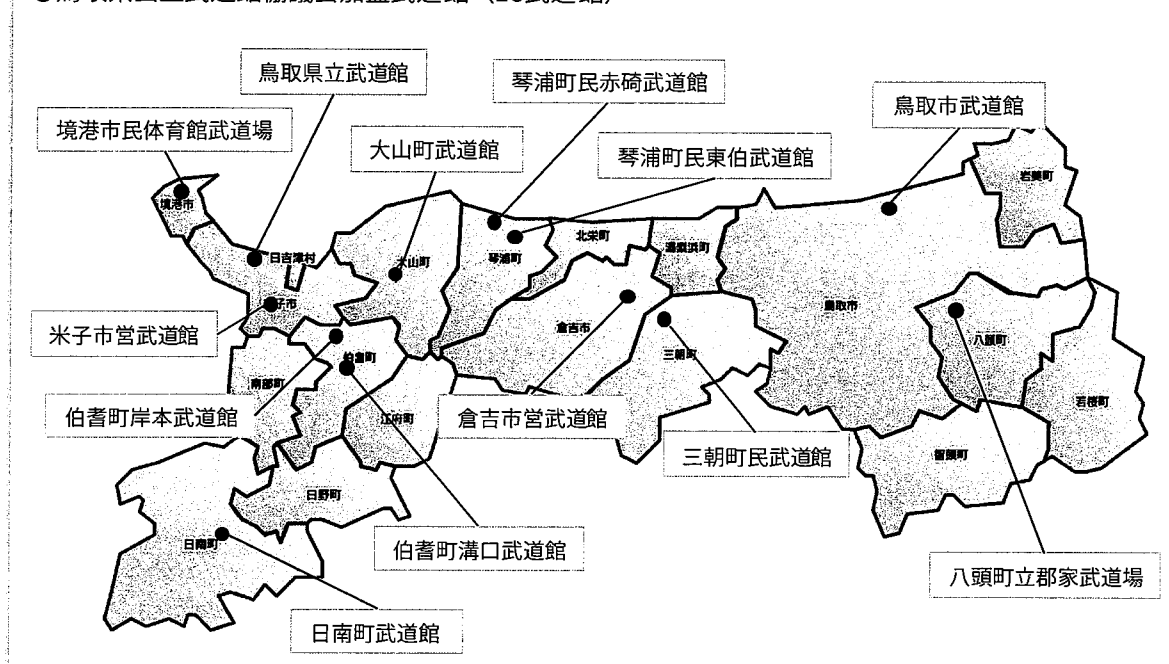


地方青少年武道錬成大会(銃剣道)



地域社会武道指導者研修会(銃剣道)

●鳥取県公立武道館協議会加盟武道館（13武道館）



●鳥取県公立武道館協議会の平成29年度実施事業

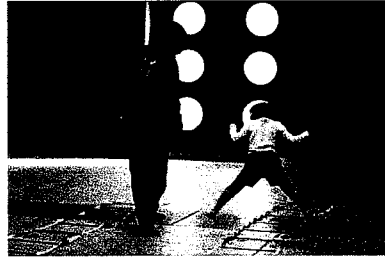
開催日	参加人数	事業名
6月16日(金)～18日(日)	30名	鳥取県(鳥取市)地方青少年相撲錬成大会
7月15日(土)～17日(月)	39名	鳥取県(米子市)地方青少年銃剣道錬成大会
11月4日(土)～5日(日)	54名	鳥取県(鳥取市)地域社会柔道指導者研修会
11月18日(土)～19日(日)	30名	鳥取県(米子市)地域社会弓道指導者研修会
1月30日(火)～31日(水)	59名	鳥取県(米子市)地域社会銃剣道指導者研修会

(2) 武道(スポーツ)の普及振興にかかる事業

当館は、現指定管理期間にもさまざまな武道普及振興事業をすすめてきましたが、次期指定管理期間においてもこれらの事業を継続し、さらに発展させた新たな事業を県民のみならずみなさまに提供します。



スポーツ教室指導(銃剣道)



スポーツ教室指導(のびのび幼児運動)



スポーツ教室指導(のびのび小学生運動)

① 武道(スポーツ)教室の充実

当館職員には武道(スポーツ)の有資格者がおり、初心者から上級者まで能力に応じたプログラムにより、専門的な指導をします。有資格者のいない競技については、県連盟から指導者を派遣していただきます。また、職員のスポーツ指導に必要な資格取得を推進し、教室プログラムの充実を図ります。



スポーツ教室指導(柔道)

●現在の教室指導職員の武道(スポーツ)有資格

専門競技	職員	段位など	武道(スポーツ)指導資格
柔道	常勤職員	柔道五段	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ ・障がい者スポーツ指導員初級
剣道	常勤職員	剣道五段 なぎなた初段 柔道初段	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)全日本剣道連盟公認社会体育初級指導員 ・障がい者スポーツ指導員初級
弓道	常勤職員	弓道錬士六段	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)日本スポーツ協会公認指導員 ・(公財)全日本弓道連盟公認地方委員資格(審査委員・審判委員・講師) ・障がい者スポーツ指導員初級
銃剣道	非常勤職員	銃剣道範士八段 短剣道範士八段	<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)日本スポーツ協会公認上級指導員
器械体操	常勤職員		<ul style="list-style-type: none"> ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ ・(公財)日本体操協会審判資格(二種) ・障がい者スポーツ指導員初級
アーチェリー	常勤職員		<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者スポーツ指導員初級

ア 武道(スポーツ)教室外部講師の任命

教室では武道の普及振興が大事な要素であり、競技人口の増加は本会に加盟する武道団体にもメリットになることから、各武道連盟の協力により、教室の目的達成にふさわしい優秀な指導者を派遣していただきます。



外部講師教室指導(空手道)



外部講師教室指導(なぎなた)



外部講師教室指導(カンフー体操)

イ ボランティアスタッフの活用

教室の運営には安全が欠かせないことと、より高い技術指導を行うため、各武道連盟から委嘱された外部講師とは別に、開催教室の競技者等にボランティアスタッフとして登録いただき、教室の補助講師として活動していただきます。

② 武道(スポーツ)教室の目的

武道教室をつうじて体力・技術力・精神力の向上を図るとともに、礼節・勇気・忍耐力を育み、武道を振興し、子どもたちの健全育成を目指します。そして、生涯スポーツという側面から、武道以外のスポーツ教室も充実させることで、成人・高齢者への運動機会の提供、充実と健康増進をめざすことを目的とします。



スポーツ教室(剣道)

③ 武道(スポーツ)教室の計画(ワークショップとクリニック)

武道に特化した教室はもとより、お客さまのニーズに合わせた多様なプログラムを設定し開催します。また、定期的にお客さまのニーズに合わせたコースの改編や内容の見直しを行い、PDCAサイクルの徹底によるより魅力ある教室を展開します。

ア 武道系の教室(ワークショップ)

● 幼児から高齢者までを対象とした武道の教室

武道の生涯スポーツとしての特性を活かした、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に対応した教室です。子どもと大人と一緒に参加でき、親子で参加可能な教室プログラムも用意しています。



幼児・小学生を対象(空手道)

教室名	人数	時間	内 容
柔道 未経験者1 (水曜日)	10名	60分	あいさつや礼儀、集団行動、基本技などを練習します。
柔道 未経験者2 (金曜日)	10名	60分	あいさつや礼儀、集団行動、基本技などを練習します。
柔道 経験者1 (水曜日)	20名	90分	受け身、寝技、立ち技などを練習します。
柔道 経験者2 (金曜日)	20名	90分	受け身、寝技、立ち技などを練習します。
柔道 中学生以上1 (水曜日)	20名	90分	実践的な練習を通じて、心・技・体を高め、柔軟性や体力などを養います。
柔道 中学生以上2 (金曜日)	20名	90分	実践的な練習を通じて、心・技・体を高め、柔軟性や体力などを養います。
剣道 未経験者1 (水曜日)	15名	60分	礼儀や作法を身につけ、基本稽古を重点的に行います。
剣道 未経験者2 (金曜日)	15名	60分	礼儀や作法を身につけ、基本稽古を重点的に行います。
剣道 経験者1 (水曜日)	20名	90分	基本を重視し、試合を意識した練習を行います。
剣道 経験者2 (金曜日)	20名	90分	基本を重視し、試合を意識した練習を行います。
弓道 未経験者1 (火曜日)	15名	60分	弓具の扱い方、弓の引き方、危険防止など、基本的な技術を身につけ、安全に弓が引けるようにします。
弓道 未経験者2 (木曜日)	15名	60分	主婦や高齢者を対象に生涯スポーツ、健康増進を目的として、弓を引く楽しさを知ってもらいます。
弓道 経験者1 (火曜日)	20名	90分	基本的技術の向上や射癖の克服、昇段審査、大会の出場などを目指します。健康増進目的としても開催しています。
弓道 経験者2 (木曜日)	20名	90分	主婦や高齢者を対象に、弓道の正しい技術の向上と健康増進を目的におこなっています。段位の取得や大会の出場も目指しています。
弓道 未経験者3 (木曜日)	15名	60分	弓具の扱い方、弓の引き方、危険防止など、基本的な技術を身につけ、安全に弓が引けるようにします。
弓道 経験者3 (木曜日)	20名	90分	基本的技術の向上や射癖の克服、昇段審査、大会出場などを目指します。健康増進目的としても開催しています。

教室名	人数	時間	内容
空手道 未経験者 (月曜日)	20名	40分	基本的な礼法や、突きや受け、蹴りの練習をします。
空手道 中・上級者 (月曜日)	20名	40分	基本的な礼法や基本技に加え、組手や形の練習をします。
なぎなた1 (火曜日)	20名	60分	礼法や技術などを身につけることにより、心身共に調和のとれた人材を育成します。
なぎなた2 (金曜日)	20名	60分	礼法や技術などを身につけることにより、心身共に調和のとれた人材を育成します。
銃剣道1 (月曜日)	20名	120分	用具の使い方、正しい姿勢や基本技から手順を追って、練習をします。
銃剣道2 (木曜日)	20名	120分	用具の使い方、正しい姿勢や基本技から手順を追って、練習をします。

イ 運動・健康づくりの教室(ワークショップ)

●子どもと大人の運動習慣定着と健康増進のための教室

親子でのスポーツ機会の充実、子どもの運動習慣定着、高齢者の健康増進を図るための教室プログラムです。



高齢者を対象(ゆったり運動)



主婦層を対象(ストレッチトレーニング)



幼児を対象(のびのび幼児運動)

教室名	人数	時間	内容
新規 ゆったり運動 (木曜日)	15名	60分	ウォーキングやストレッチなど、楽しく、無理のない運動をします。
新規 のびのび幼児運動 (木曜日)	15名	40分	幼児期における体の基本的な動きを段階を踏んでいきながら定着させ、あそびを中心に楽しく体をうごかします。
新規 のびのび小学生運動 (木曜日)	10名	40分	学校体育で行う、マット運動、とび箱、鉄棒等を中心とした運動を行い運動スキルの向上を図ります。

教室名	人数	時間	内容
新規 カンフー体操 初心者（土曜日）	20名	60分	中国武術を通して心身を鍛え、仲間との絆や他者をいたわる心を育て、技術を磨きます。
新規 カンフー体操 経験者（土曜日）	20名	60分	仲間と励ましあいながら鍛錬することで、技術向上などを目的とします。大会出場も目指します。
新規 ストレッチ・ トレーニング 一般1（火曜日）	10名	60分	主婦の方々を中心に健康に対する意識を高め、元気で楽しい生活が送れるように実感していただける教室です。
新規 ストレッチ・ トレーニング 一般2（木曜日）	10名	60分	主婦の方々を中心に健康に対する意識を高め、元気で楽しい生活が送れるように実感していただける教室です。
新規 K-POPカバーダンス 小学生（月曜日）	10名	60分	小学生を対象にK-POPダンスの基礎技術の習得することで、感性やリズム感を養い、自己表現と体力の向上を目的とした教室です。
新規 K-POPカバーダンス 中学生以上（月曜日）	10名	60分	中学生以上を対象にK-POPダンスの基礎技術の習得と感性やリズム感を養うことにより、体力向上と健康維持を目指します。

ウ 競技で使用する道具の取り扱い方や補修方法を学ぶ教室(クリニック) **新規**

各種武道・スポーツを専門とする職員が在籍していることを活かし、競技を行うための技術を指導する教室とは別に、道具の取り扱い方や補修の方法等を学ぶために特化した教室(クリニック)を新たに開催します。

教室名	人数	時間	内容
新規 弓道クリニック	15名	60分	弓を引く技術ではなく、弓や矢など弓道で使用する道具の修理・補修や弓道場のあづち整備方法、的貼り、的の立て方などの弓道を行ううえでの基本的な補修技術などを学ぶための短期開催型の教室です。



矢の補修方法等の実技



矢の糸巻き補修

●鳥取県立武道館スポーツ教室 週間スケジュール

曜日	場所	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時
月	主道場										銃			
	小道場										空	空		
	研修室										K	K		
火	主道場											な		
	小道場			ス										
	弓道場										弓	弓		
水	主道場										剣	剣		
	小道場										柔	柔		
木	主道場										銃			
	小道場		ゆ	ス						の	の			
	弓道場							弓	弓			弓	弓	
金	主道場										剣	剣		
	小道場										な			
土	小道場										カ	カ		

●武道系の教室

剣	剣道教室	柔	柔道教室	弓	弓道教室
空	空手道教室	銃	銃剣道教室	な	なぎなた教室

●運動・健康づくりの教室

ス	ストレッチトレーニング教室	ゆ	ゆったり運動教室
の	のびのび幼児運動教室	の	のびのび小学生運動教室
K	K-POPカバーダンス教室（小学生）	K	K-POPカバーダンス教室（中学以上）
カ	カンフー体操教室		



柔道教室



K-POP カバーダンス教室



ストレッチトレーニング教室

④ 手ごろな武道・スポーツ教室料金(ワークショップとクリニック) 新規

武道普及振興のため、当館で実施する武道・スポーツ教室を手ごろな料金設定で行います。ワークショップは各教室1課程につき10回開催しています。料金的に参加しやすい設定とし、さらなる武道・スポーツの普及振興につなげます。

●武道教室(ワークショップ)
1課程(10回開催)につき

対 象	参加料
幼児・児童・中学生	1,500円
高校生	2,250円
学生・一般	3,000円

●スポーツ教室(ワークショップ)
1課程(10回開催)につき

対 象	参加料
幼児・児童・中学生	2,000円
高校生	3,000円
学生・一般	4,000円

●道具の取り扱い方や補修方法を学ぶ教室(クリニック) 短期開催 1回につき

対 象	参加料
教室参加者及びその他の参加希望者	500円

⑤ お客さま満足度の高い教室計画

競技力の向上、健康増進、ストレスの解消や体力の向上等、お客さまが教室に参加される目的はさまざまです。わたしたちは、お客さまの生の声を聞くことで、問題点を把握し改善をつづける(PDCAサイクル)とともに、新たな教室プログラムを提供することで、お客さま満足度を高めるようにします。



弓道教室参加者の笑顔

⑥ 教室内容のリニューアルと新たな教室の開催

教室プログラムのマンネリ化を解消するため、教室期間中にお客さまアンケートを実施して生の声を把握することにより、内容の改善を図り、お客さまのニーズを把握し、新たな教室を企画、実施することでお客さま満足度の向上を目指します。



教室参加者の笑顔(柔道)



教室参加者の笑顔(剣道)



教室参加者の笑顔(のびのび幼児運動)

⑦ 障がい者スポーツ教室の開催 新規

現指定管理期間に開催してきた教室に加え、新たに障がい者のスポーツの機会を拡充するため、一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会と連携した、新たな教室プログラムを企画し、実行します。



(公財)障がい者スポーツ協会との連携

⑧ 短期開催型の武道(スポーツ)教室 新規

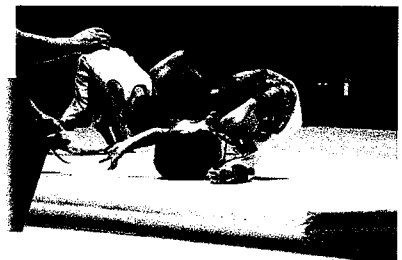
夏休みや冬休み等の長期の休みを利用した教室事業を実施することにより、武道・スポーツ活動の習慣化と継続をうながし、競技力の向上を図ります。



体を動かす楽しみをおぼえる



運動習慣の習慣化



運動習慣の継続

⑨ 安全・安心な教室運営

つぎにあげる取組により、県民のみなさまに安全に安心して教室に参加していただける教室運営を行います。

ア 任意保険加入の促進 新規

教室の運営にあたっては、十分な安全への配慮のもとに行っていますが、万が一の事故やケガに備えて、「スポーツ安全保険」への加入をお願いしています。教室の送迎時から運動中のケガの補償を傷害保険の範囲内で行います。



スポーツ安全保険

イ 天災等により教室開催ができない場合の対応 新規

台風や地震、大雪等の天災や講師の急病等による事情により、教室の開催が不可能と判断した場合は、教室を順延し、別日に振り替えて開催します。

参加されているお客さまに対して、ホームページや SNS でのお知らせに加え、メール登録制度を導入し、登録された



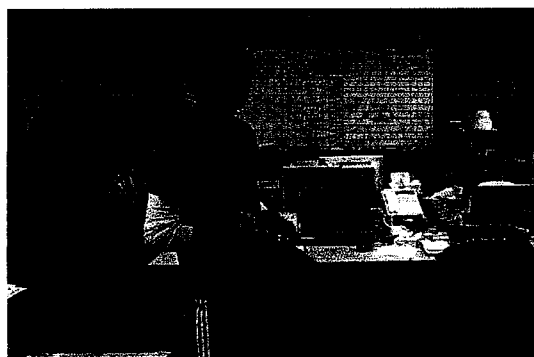
武道館 HP でのお知らせ

お客さまには電子メールによる配信、その他のお客さまにはお電話での連絡を迅速に行います。

ウ 外部講師への安全教育

新規

安全確保はすべてに優先することから、当館で計画する教室を安全に実施するため、外部講師への安全教育が必要です。緊急時の対応（AEDの取り扱い方等）やさまざまなハラスメント問題の理解、個人情報の取り扱い等の確認、指導を行い、安全なプログラムの提供とサービスの向上をめざします。



有資格職員による AED 取り扱い説明



救命講習

⑩ 大会の誘致及びトップアスリートの招へい

本県ではプロスポーツ観戦等の機会が少ないことから、トップアスリートを「みる」機会を提供し、子どもたちに夢や希望を与えるため、全国大会誘致やトップアスリートによるスポーツ教室開催を検討します。トップアスリート招へいの事業費については、「鳥取県立武道館基金造成事業補助金」を有効に活用して行います。



平岡拓晃選手・杉本美香選手（いずれもロンドン五輪銀メダリスト）



平岡拓晃選手・杉本美香選手（いずれもロンドン五輪銀メダリスト）

⑪ 武道・スポーツの出張指導

再掲

県内の各武道団体と連携して、地域の公民館や県内の武道館、学校等へ指導員を派遣し、武道の普及振興を図ります。また、武道以外の運動指導等も行うことにより、県民の健康寿命を伸ばすお手伝いをします。

⑫ 障がい者スポーツ活動支援 新規

初級障がい者スポーツ指導員資格を有した職員が在籍しており、障がい者スポーツ大会への役員派遣等に協力・支援を行います。



鳥取県ふうせんバレーボール大会への職員派遣

⑬ 県や地域との連携 新規 再掲

公益財団法人とっとりコンベンションビューローの「合宿助成金制度」を利用することで、県内外の大学等の合宿誘致につなげ、地域経済の活性化を図ります。

また、2020 東京オリンピック・パラリンピック出場チームの事前合宿や、2021 関西ワールドマスターズゲームズを武道競技団体、鳥取県と連携し実施します。

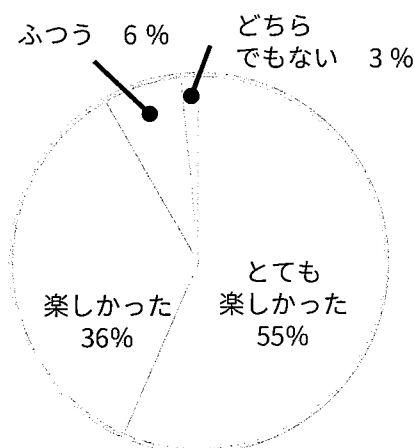


とっとりコンベンションビューロー合宿助成金チラシ

⑭ 武道合同体験会の開催 新規 再掲

平成 27 年度から武道合同体験会を開催し、武道の普及振興を目指しています。

武道合同体験会でのお客さま満足度は高く、「とても楽しかった」「楽しかった」は 91%となっていますが、イベントがマンネリ化しないよう、新規競技の実施や参加されたお客さまの声を把握し、さらなる改善を行います



武道合同体験会お客さま満足度アンケート調査結果

⑮ 教室参加者への「精勤証」「皆勤賞」の発行 新規

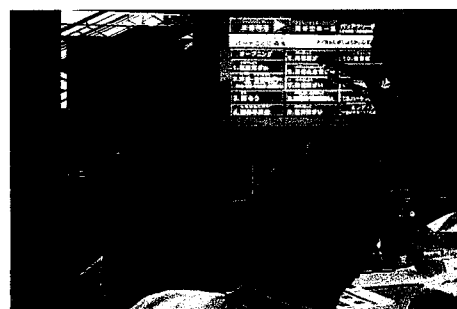
その年度 1 年間続けて教室に参加した幼児・小学生を対象に、「精勤証」「皆勤賞」を発行し、今後の活動の励みにしていただきます。

8 障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進

鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（通称：あいサポート条例、平成 29 年 9 月 1 日施行）の基本的な考え方に則り、「障がいを知り、共に生きる」をスローガンに、障がい者が利用しやすいサービスを提供し、障がい者が働きやすい環境を整備するとともに、県等が実施し推進するその施策に積極的に協力していきます。

(1) 障がい者が利用しやすい施設運営を実現するための取組

障がい者が利用しやすい施設運営を実現するために、下記の事項を基本的な考え方とし、当館でさまざまな取組を行うことで、より利用しやすい施設にしていきます。



障がいに対する理解(職員研修)

●基本的な考え方

- 1 全ての県民が障がい及び障がい者に対する理解を深めること。
- 2 障がいを理由とする差別の解消を図ること。
- 3 障がい者本人が望む適切なコミュニケーション手段、及びその他情報を取得する手段を選択することができるよう支援を充実させることにより、障がい者情報アクセシビリティを保障すること。
- 4 災害時であっても障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるようにすること。
- 5 地域社会において、障がい者が自分らしく安心して生活することができるようにすること。

① 障がいを知り、共に生きる社会の実現に向けた取組

まずは職員が障がいを知ることから始めます。障がい者との交流会や講習会等に積極的に参加・協力し、様々な障がいがあることを知ることで、その手助けができるように努めます。

現指定管理期間にも「タンデム自転車」の講習会や「障がい者スポーツ指導員」の資格取得講習会、ふうせんバレー審判員等に職員を派遣しており、次期指定管理期間にも積極的な参加・協力を推進します。

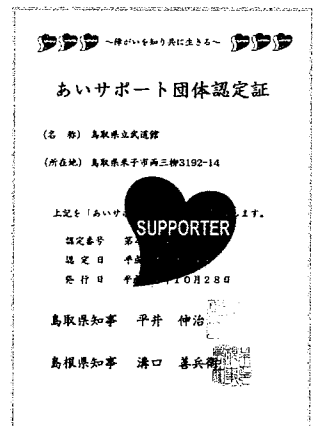


タンデム自転車の全盲での乗車体験

② あいサポート運動への積極的な取組

本会は、平成 21 年 11 月に鳥取県で始まった「あいサポート運動」を積極的に推進しており、平成 22 年 6 月 8 日に「あいサポート団体」として認定されています。

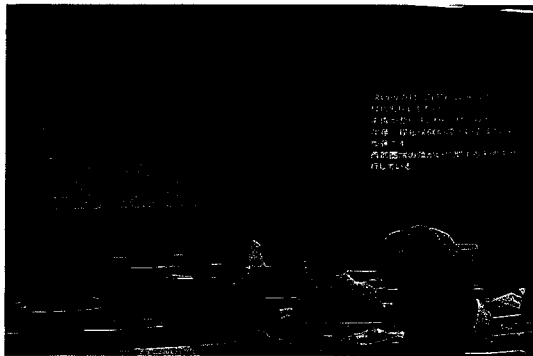
また、当館も平成 28 年 9 月 6 日に「あいサポート団体」として認定され、今後も当館職員に「あいサポートバッジ」の着用を義務づけ、障がい者の方に気軽に声をかけられる環境をつくるよう心がけていきます。



ア 職員をあいサポートメッセンジャーとして登録

あいサポート運動の推進役となる「あいサポートメッセンジャー」の養成研修会に職員を派遣し、あいサポートメッセンジャーとして登録します。

当館のあいサポートメッセンジャーを通じて、職場内におけるあいサポーター研修等を充実させ、障がいへのさらなる理解、お互いの人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指します。



あいサポート研修



あいサポート研修に参加する当館職員

イ あいサポーター研修

外部のあいサポーター研修へ参加するとともに、あいサポーター研修に参加した職員を講師に職員研修を積極的に実施することにより、日常生活のなかで、障がい者の方が困っているとき等に少しでも手助けができるように活動していきます。

●あいサポーター宣言

- 1 わたしたちは、多様な障がいの特性を理解し、お互いが分かり合えるように努めます。
- 2 わたしたちは、日常生活で障がいのある方が困っている場面を見かけたら声をかけ、手助けを行います。
- 3 わたしたちは、あいサポートバッジを身につけ、気軽に声をかけやすい環境をつくりまします。
- 4 わたしたちは、「あいサポート」の仲間の輪を広げ、共に生きるよろこびを伝えます。

ウ 啓発用ちらしを館内掲示しての啓発活動

あいサポート運動の啓発用ちらしを館内に掲示することにより、当館をご利用いただくお客さまにも広くあいサポート運動を知っていただくために、「あいサポート運動」の周知、啓発を行います。



あいサポート運動啓発ちらし

エ ヘルプマークの対応と啓発

「あいサポート条例」のなかで、県民または事業者は、配慮や支援が必要であることを周囲に知らせる「ヘルプマーク（東京都が平成24年制度創設）」を着用している方に対して、その当事者の方の求めに応じて必要な支援等を行うことが定められています。

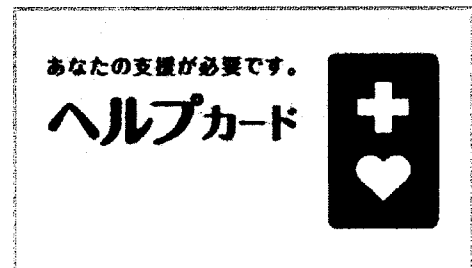
当館でも「ヘルプマーク」を見かけたら声掛け等の対応を行います。また、ポスター掲示等による啓発活動を積極的に推進します。



ヘルプマークの啓発

オ ヘルプカードへの対応

ヘルプカードは、障がい者の方の緊急連絡先や必要な支援内容等が記載されており、災害時や日常生活の中で困ったときに周囲に支援を求めるためのものです。ヘルプカードを出されたときに迅速な支援ができるよう対応します。



ヘルプカードへの対応

③ 鳥取県手話言語条例への取組

あいサポート運動発祥の地である鳥取県で、手話ろう者とろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、鳥取県手話言語条例（平成25年10月11日施行）が制定されました。



職員による手話研修

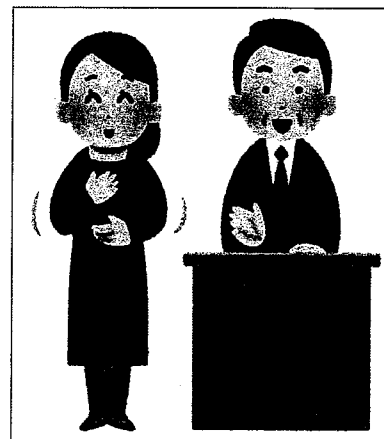
ア 手話を学ぶ機会の確保

積極的に手話を学ぶ機会を確保するため、あいサポーター研修をはじめとした「あいサ

ポート運動」を推進します。また、外部の手話研修への参加や内部での職員研修を行うことで、簡単な手話のあいさつ等ができるようにしていきます。

イ 手話通訳者の活用

手話通訳者を活用することで、当館が次期指定管理期間に実施するイベント等にろう者が参加しやすい環境を整え、ろう者とろう者以外の者が一緒に参加できる機会をつくれるよう研究します。



手話通訳者の活用研究

ウ スマートフォン・タブレットを活用した手話導入

スマートフォンの音声認識機能やアプリ等を活用して、ろう者との意思疎通や手話会話が簡単に行えるよう研究します。また、職員研修等に利用することにより、簡単に手話研修ができるように研究します。

④ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達

障がい者就労施設からの物品購入を推進するため、障害者優先調達推進法の趣旨に則り、現指定管理期間である平成26年度から29年度までの4年間に55万円を超える物品調達を行っています。次期指定管理期間にも引き続き障がい者就労施設からの物品調達を推進します。

現指定管理期間における障がい者就労施設からの物品購入実績			
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
200,727円	92,610円	175,662円	81,270円
物品購入総額			550,269円

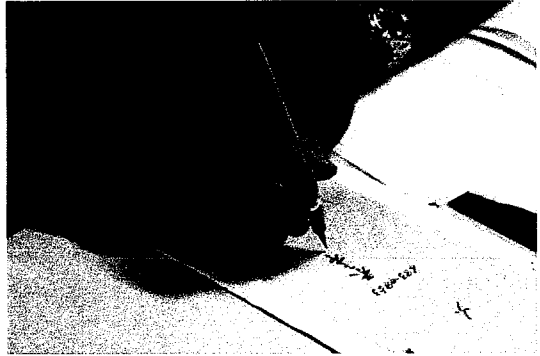
また、社会全体における若年労働力の大幅な減少が予想されることから、地域における安定的な労働力の確保のため、高齢者労働力の活用（高齢者の雇用機会の創出）を図り、シルバー人材センター等からの役務の調達を行います。

● シルバー人材センター等に役務調達する場合の一例

- 1 駐車場などの屋外清掃
- 2 除草作業
- 3 チラシ配布
- 4 賞状、式次第書き（毛筆・硬筆筆耕）



除草作業の役務調達(イメージ)



毛筆筆耕の役務調達(イメージ)

⑤ 障がい者及び高齢者の就労機会の確保

障がい者及び高齢者（65歳以上）の就労機会の確保、拡大を図るために、障がい者及び高齢者の直接雇用を推進します。

ア 障がい者及び高齢者の直接雇用の推進

当館では現在、12名の職員のうち65歳以上の高齢者を2名雇用しており、次期指定管理期間にも引き続き施設の管理運営に従事することを希望する場合には雇用を継続します。

また、該当の職員が雇用継続を希望しなかった場合には、障がいの有無や年齢等にとられない雇用を行うように努めます。



65歳以上職員による除草作業



65歳以上職員による受付業務

イ 障がい者の就労活動支援

障がい者の就労活動支援のため、障がい者の職場実習を次期指定管理期間にも引き続き積極的に受け入れます。

県の障がい者雇用にもむけた実習制度を活用することにより、実習期間中のケガや事故等の保険適用を受けることができるため、積極的な受け入れが可能です。

様式第2号	実習内容登録受諾書（新規・変更） <small>（印）を添付のこ</small>
鳥取県福祉保健部障がい福祉課長 様	
平成 年 月	
次のとおり、職場実習の受入登録を受諾します。	
〔実習実施企業の名称〕	鳥取県立武道館
代表者の役職及び氏名	館長 依藤典篤
〔本社の所在地及び連絡先〕	〒719-0165 鳥取県鳥取市三丁目3192-14 電話 0859 (24) 9300 70929 0859 (24) 9311

実習内容登録許諾書
（鳥取県福祉保健部障がい福祉課）

⑥ 障がい者にやさしい施設利用の推進

障がい者にやさしい施設利用の推進のため、平成 27 年 3 月に策定された鳥取県障がい者プラン（平成 30 年 3 月に改定）（障害者基本法第 11 条、障害者総合支援法 89 条及び児童福祉法第 33 条の 22 第 1 項に基づく計画）、障害者差別解消法等の関係法令に基づき取り組みます。



障がい者関連 NPO 法人によるレクリエーション活動



障がいに関係なくだれでも利用できる施設

●障がい者に優しい施設づくりへの取組

 <p>「障がい者のための国際シンボルマーク」</p>	 <p>「耳マーク」</p>	 <p>「ハート・プラスマーク」</p>	 <p>「ほじょ犬マーク」</p>
 <p>「身体障がい者標識」</p>	 <p>「聴覚障がい者標識」</p>	 <p>「盲人のための国際シンボルマーク」</p>	 <p>「オストメイトマーク」</p>
 <p>「ヘルプマーク」</p>	 <p>「サポートマーク」</p>	<p>「あいサポート運動」</p>	 <p>「みんなの声かけ運動」</p>
 <p>「白杖SOSシグナル普及啓発」</p>	 <p>「ハートフル駐車場」</p>	 <p>「鳥取県福祉のまちづくり条例整備基準適合証」</p>	 <p>「公共サービス窓口における配慮マニュアル」</p>

ア 車いす対応

当館入館口に車いすを設置し、車いすが必要な方が自由にご利用いただけるようにします。また、車いす介助研修を行い、車いすに乗られた方が来られた場合には、適切にお手伝いができるように対応します。

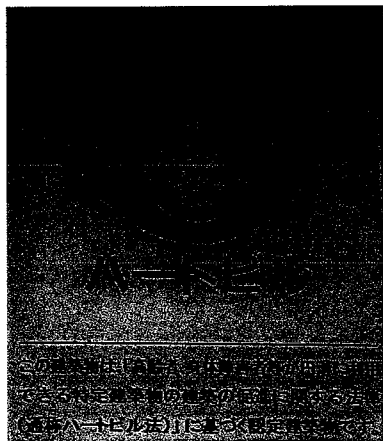


車いす介助研修

- 車いす介助の留意点
- 1 止まる時や車いすから離れる時は必ずブレーキをかける。
 - 2 常にスピードの確認。
 - 3 フットサポートやアームサポートから出ている手足が物や人とぶつからないよう注意。
 - 4 できる限り、停止した状態か低速時にゆっくりと方向転換。

イ 全館バリアフリー対応

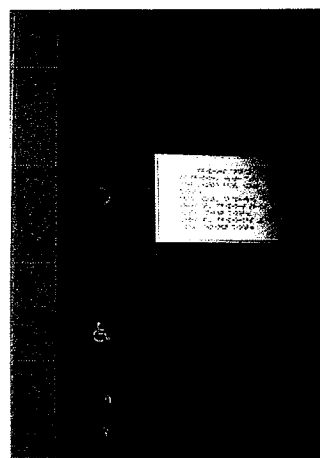
当館は全館バリアフリーで、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称：ハートビル法）」の認定建築物として建設され、福祉のまちづくり条例整備基準に適合する公共的施設として整備されています。次期指定管理期間にも引き続き、適合した施設の機能が維持されるよう適切に管理していきます。



ハートビル認定証



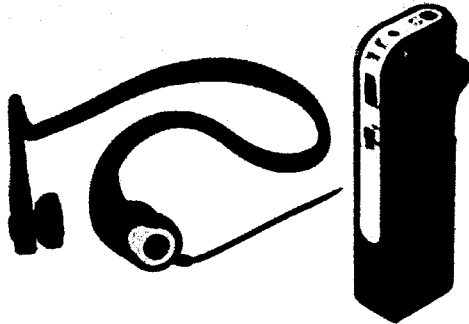
福祉のまちづくり整備基準適合証



障がい者対応エレベーター

⑦ 骨伝導集音器の導入の研究

骨伝導集音器（骨伝導イヤホンと集音器のセット）を受付時に利用することで、鼓膜に障がいがあることに起因する難聴の方はもちろん、高齢者の方等が安心して受付ができるよう導入を研究します。



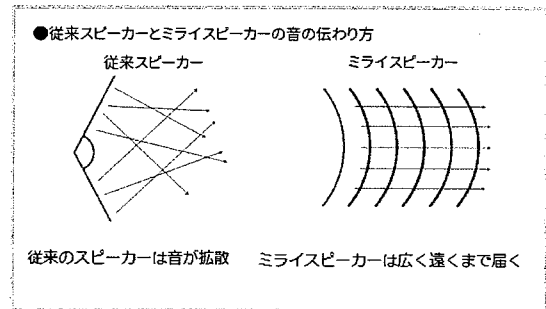
骨伝導イヤホンと集音器(イメージ)



受付窓口での骨伝導集音器の利用

⑧ ミライスピーカー導入の研究

ミライスピーカーは、従来のスピーカーに比べて音が広く遠くまで届くという特性を持っています。当館で開催する講演会やイベント等で「音のバリアフリー」環境を実現し、お客さまの聴こえをサポートできるように導入を研究します。



ミライスピーカーとの音の伝わり方比較

⑨ ウェブアクセシビリティの確保

総務省から、バリアフリーなウェブコンテンツを作成する方法を提示し、障がい者の方がインターネットのウェブへ容易にアクセスできるようにすることを目的とした、ウェブアクセシビリティに関する指針が策定されています。

当館では平成30年6月に、この指針にそってHPをリニューアルしました。



ウェブアクセシビリティに則って作成した当館HP

ア 本会ウェブアクセシビリティ方針

本会では、「年齢や障がいの有無を問わず、誰にとってもわかりやすく利用しやすいホームページの実現」を目指し、ホームページのアクセシビリティの向上に努めています。

2016年3月22日に改正されたJIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」に基づき、アクセシビリティ方針を定めています。

イ ウェブアクセシビリティとは

ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障がい者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します（総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年度版）」より）。

●本会ウェブアクセシビリティの対象範囲

本会ホームページおよび管理施設ホームページ

鳥取県体育協会：<http://www.sports-tottori.com/>

コカ・コーラボトラーズジャパンスポーツパーク：<http://www.fuse-sportspark.com/>

県立鳥取産業体育館・県営鳥取屋内プール：<http://t-santai.undo.jp/>

県立倉吉体育文化会館：<http://kurabun.tottori-sf.net/>

県立米子産業体育館：<http://y-santai.tottori-sf.net/>

県立武道館：<http://www.budoukan.jp/>

ウ ウェブアクセシビリティ方針の策定と公開

ウェブアクセシビリティの対策方針を管理施設ホームページにおいて公開、平成30年度末にその対策状況を開示します。

●ウェブアクセシビリティの対策例

①すべてのページに固有のタイトルを付ける

②画像の代替テキストを提供する

③半角カタカナや機種依存文字を使用しない

④音声読み上げに配慮したテキスト表記をする

⑤使いやすくわかりやすいリンクを提供する

⑥文字サイズを変更できるようにする

⑦見出しなど適切な要素を用いて文書構造を規定する

⑧文字サイズ・背景色の変更機能を付ける